

Mercuri.

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年5月

株式会社 メルカリ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式8,931,217千円（見込額）の募集及び株式35,888,090千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による国内売出し）並びに株式6,959,225千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# **新株式発行並びに株式売出届出目論見書**

**株式会社メルカリ**

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F

## ミッション

# 新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る

Create value in a global marketplace where anyone can buy & sell

大量生産・大量消費が一般化している現代社会では、1年のうちに不要になる物の価値は日本だけでも7.6兆円にのぼるとされています<sup>注</sup>。その中には、ある人にとって価値がなくなってしまった物でも、他の人にとっては価値があり使ってもらえる物が数多く存在しています。

当社グループは、スマートフォンやソーシャルメディアの普及により、個人がスマートフォンを通じて物の売買や情報発信を行えるようになったことを追い風に、スマートフォン上で中古品を簡単に売買することができるプラットフォーム「メルカリ」を提供しています。物・スキルなどの資産を有する出品者とそれに価値を見出す購入者を結ぶ、簡単で、楽しく、安全なプラットフォームを提供することにより、モノ・サービスの新たな価値創造と消費サイクルの再定義を目指します。

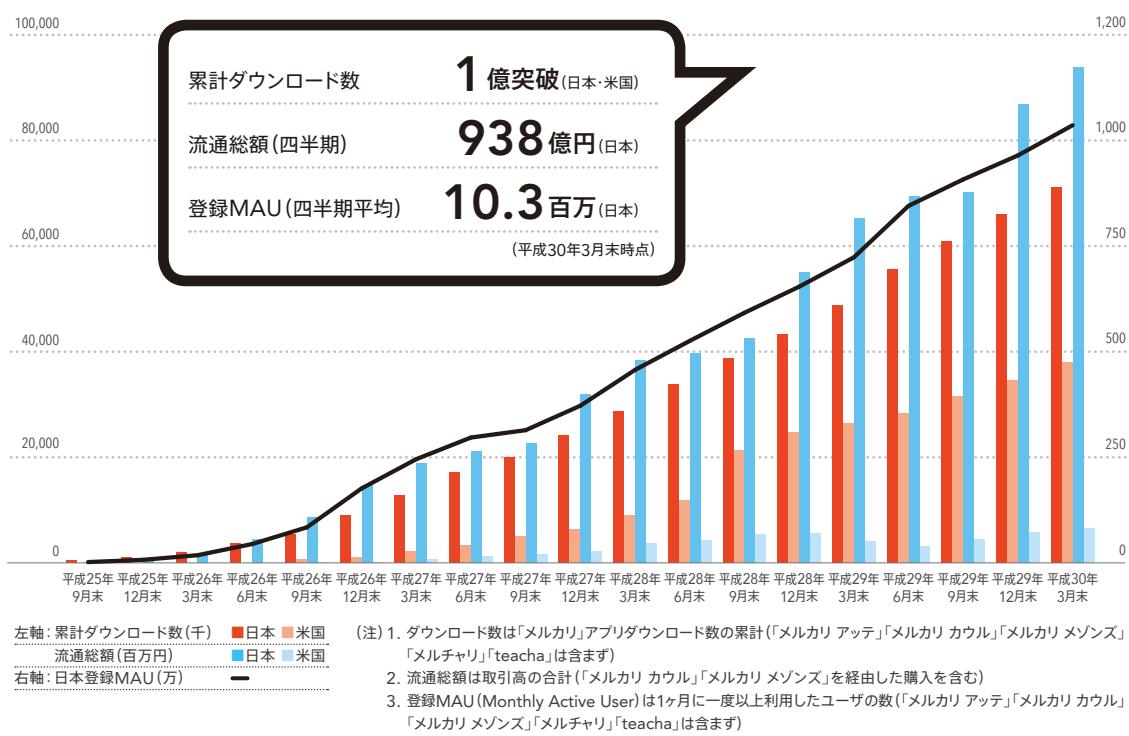
(注) 経済産業省「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」(平成30年4月)「過去1年間で必要なくなった」と回答した製品の推定価値の合計(自動車、バイク、原付バイクは含まず)

## 事業の概況

当社グループは、幅広いカテゴリーの商品を売買できるCtoCマーケットプレイス「メルカリ」を運営しています。平成25年7月に日本での提供を開始し、順調に成長。平成26年9月には、米国においてもサービスの提供を開始しています。

### ▶ 重要業績評価指標(KPI)の推移

当社では、KPIとして、「ダウンロード数<sup>注1</sup>」「流通総額<sup>注2</sup>」「日本登録MAU<sup>注3</sup>」を設定しています。



## 事業の内容

### ▶ 「メルカリ」の概要

「メルカリ」は、個人が簡単に中古品の売買を行えるCtoCマーケットプレイスです。出品者・購入者双方が、安全・安心な取引を楽しんでいただけるプラットフォームを目指し、「メルカリ」が一時的に購入代金を預かるエスクロー決済を活用した取引環境の整備や簡単かつ手頃な価格の配送オプション、差別化されたユニークなユーザ体験を提供しています。

多くの出品者は、自分にとって必要でなくなった物が、それを必要とする人に購入され使われる喜びを楽しみ、購入者は、多彩かつユニークな商品の中から「宝探し」感覚で掘り出し物を見つける買い物体験を楽しんでいます。さらに「メルカリ」では、物の売買だけではなく、出品者・購入者間のチャットや「いいね！」機能を通じて、ユーザ間のコミュニケーションも活発に行われています。

### ▶ 「メルカリ」の特徴



## 1 使いやすさ

### 簡単な出品

出品者は、ホーム画面の右下にある「出品」ボタンを押して、スマートフォンから商品の写真を撮影し、商品説明等を記入するだけで、3分以内に出品を完了することができます。



出品ボタンを押す

写真を撮影

商品説明を書く

## 簡単な配送

出品者は、日本国内で7万箇所を超える配送拠点から全国一律の送料で、配送手続が可能です。

商品が売れると、アプリからQRコードやバーコードを生成して、これを配送拠点に設置された端末でスキャンすることで、簡単に配送できます。また、出品者・購入者が互いに個人情報を共有することなく配送を完了できる匿名配送機能を提供しています。



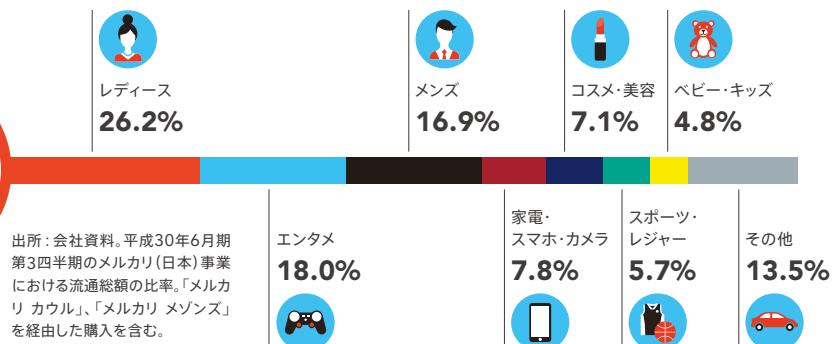
## 2 楽しく夢中になれるユーザ体験

### 宝探し感覚での購入体験

「メルカリ」には、アパレル商品だけでなくエンタメ用品・家電・コスメ等、多彩な商品が出品されています。個人の出品者によるユニークな中古品が数多く出品されているため、他のプラットフォームでは見つからない掘り出し物に出会うことができます。「メルカリ」に蓄積された豊富な取引データとAI技術を組み合わせ、多彩な商品の中から個人の趣味嗜好に合った商品をレコメンドする等、商品を探しやすい環境整備にも取り組んでいます。このような「宝探し感覚」での購入体験を提供することで、「メルカリ」はECマース(電子商取引)でありながら、ソーシャルメディアと匹敵するほど滞在時間が長いアプリとなっています。



オールジャンル  
の多彩な商品  
ラインナップ

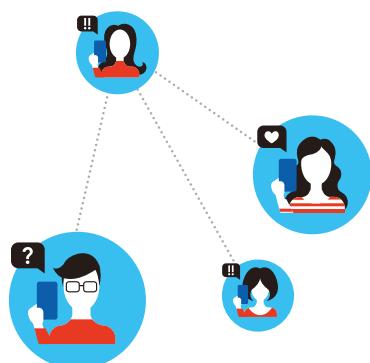


### ユーザ同士のコミュニケーション

「メルカリ」では、ユーザ間の活発なコミュニケーションが行われています。例えば、出品者と購入者の間で、実際に商品を購入する前に、コメント機能を通じた商品情報に関する質問のやり取りや価格交渉が行われることが多いため、アプリを訪問する頻度が高いサービスとなっています。

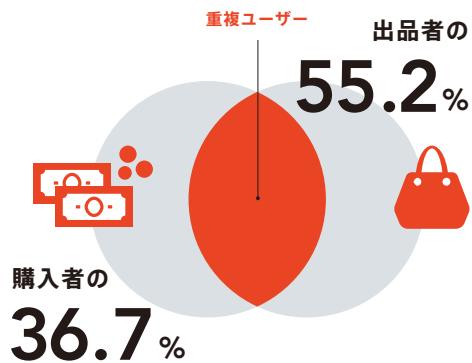


出品商品のコメント画面



## 出品者・購入者の高い重複率

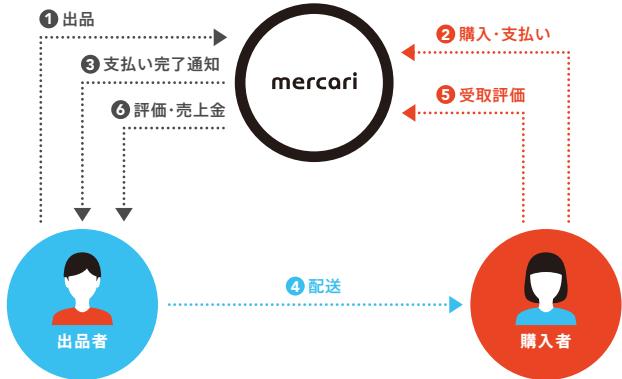
「メルカリ」では、不要品を販売した売上金でポイントを購入し、「メルカリ」内での商品購入に使うことができます。そのため、出品者・購入者の重複率が高く、ロイヤルティが高いユーザーに継続して使っていただけるサービスとなっています。



## 3 安全・安心なプラットフォーム

### 安心の売買システム

「メルカリ」は、ユーザーが安全かつ安心に取引を行うことができる環境を提供しています。例えば、エスクロー決済システムにより、出品者と購入者双方の取引の安全を保護しています。また、出品者と購入者が互いに相手を評価するレビューシステムによって、取引をする前に相手方の過去の取引評価を確認することができ、安心して取引を行うことができます。さらに、ユーザーからの問い合わせ対応やプラットフォームの監視を行うため、専用のカスタマーサポート体制を整備しています。



### ステークホルダーとの連携

全国の検索機関や公的機関と連携し、安全・安心なプラットフォームの提供に努めています。また、「メルカリ」だけでなく業界全体の健全化を目指し、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)や、EC事業者協議会、Asia Internet Coalition Japan(AICJ)等の業界団体に参加。積極的な意見交換やガイドラインの検討を行っています。



### AIによる違反検知

「メルカリ」ではAIを活用した、利用規約違反商品の自動検知に力を入れています。商品情報や取引に関する豊富なデータと技術を元に、精度の向上と活用範囲の拡大に取り組み、安心してご利用いただける環境づくりに努めています。

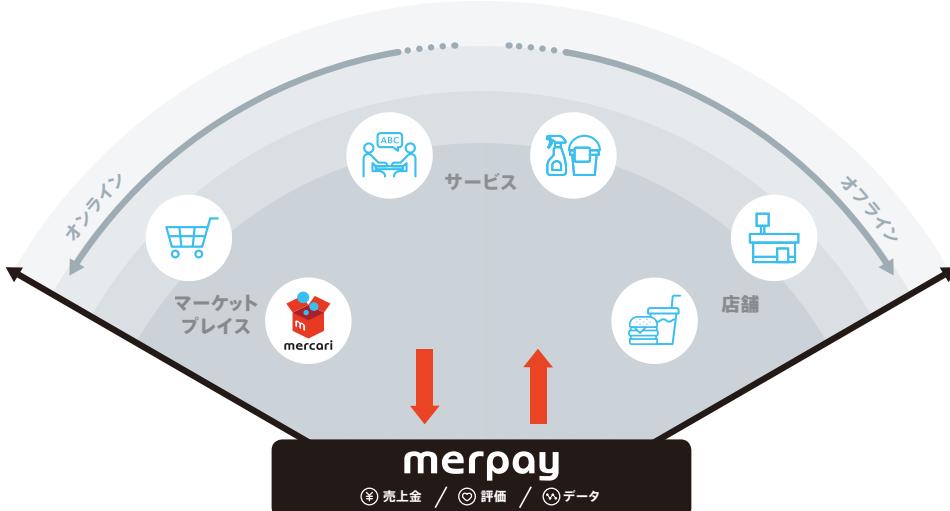


## 今後の成長

メルカリのミッションである「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」の実現を目指し、「メルカリ」の開発・運営にとどまることなく、更なる成長を目指します。

### ▶ メルカリグループが目指すエコシステムの構築

「メルカリ」で得た売上金や取引履歴及び評価情報等のデータを、オンライン・オフライン問わず、どこでもご利用いただけるメルカリエコシステムの構築を目指します。その基盤となる機能開発・提供を担う100%子会社 株式会社メルペイを平成29年11月に設立。当社グループの長期的な成長を見据えた今後の注力分野として、取り組んで参ります。

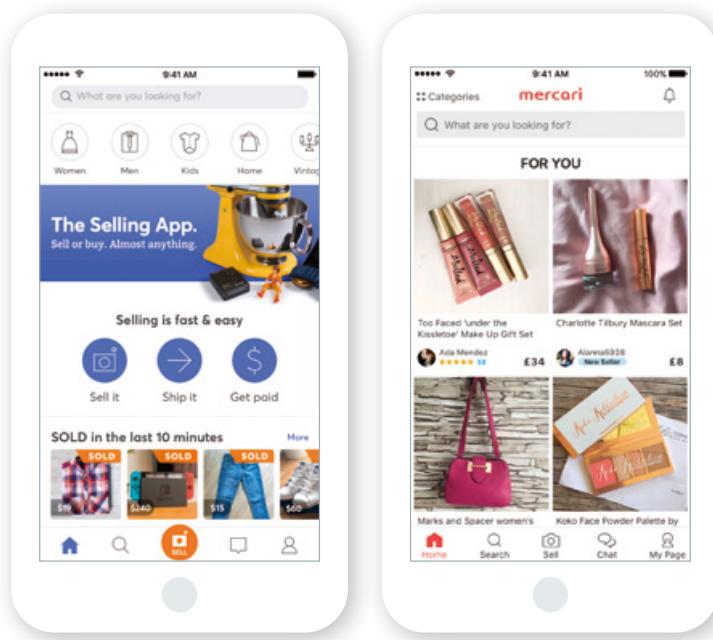


(注) エコシステムは初期的な構想段階にあり、図中のサービスは将来的に提供される可能性があるサービスの例示

### ▶ 世界的なマーケットプレイスを創る海外展開

マーケットサイズが大きく、様々な文化が混在する先進国での浸透を目指し、海外展開を推し進めています。平成26年9月に米国、平成29年3月に英国において事業を開始し、各国のユーザーの嗜好やマーケットの特徴に合わせたブランディングやUI<sup>注1</sup>・UX<sup>注2</sup>の改良、配送網の構築等に取り組んでいます。

(注) 1. UI(User Interface)は、アプリケーションソフトウェアをユーザーが操作する方法  
2. UX(User Experience)は、サービス等の利用を通じてユーザーが得る体験



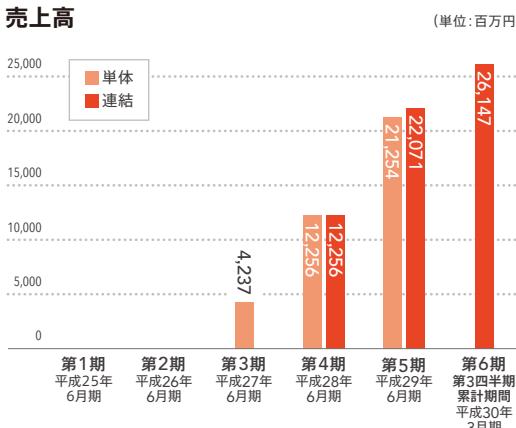
米国版

英国版



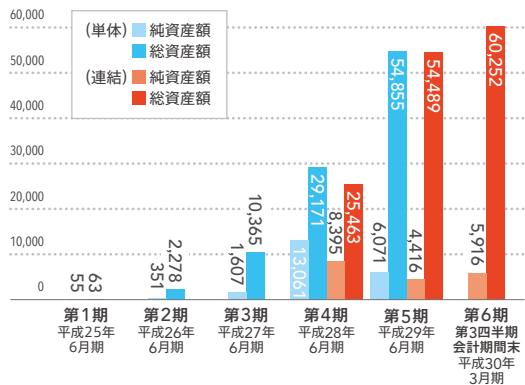
## 主要な経営指標等の推移

売上高



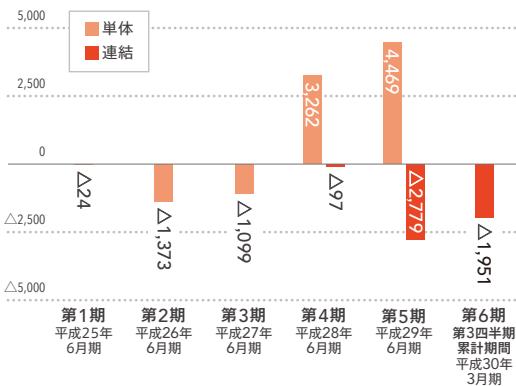
(単位:百万円)

純資産額/総資産額



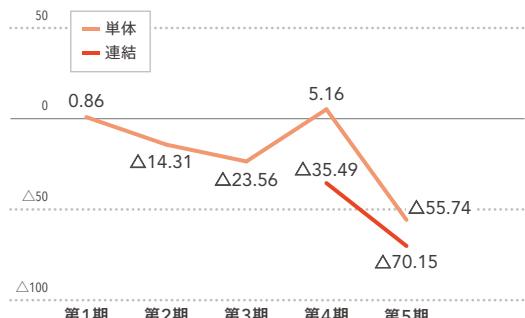
(単位:百万円)

経常利益又は経常損失(△)



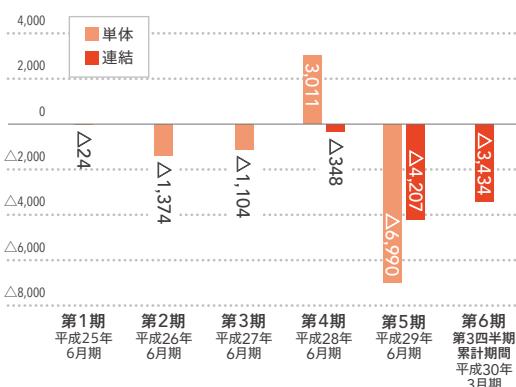
(単位:百万円)

1株当たり純資産額



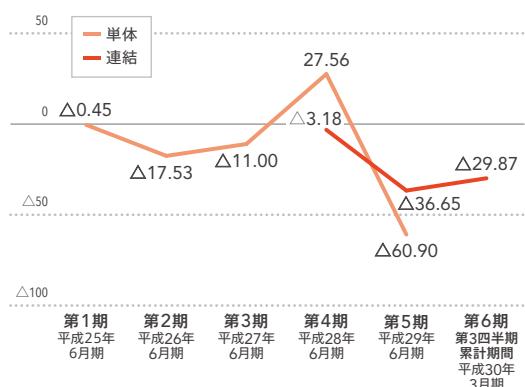
(単位:円)

親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)/  
当期純利益又は当期純損失(△)



(単位:百万円)

1株当たり当期(四半期)純利益金額又は  
当期純損失金額(△)



(単位:円)

(注) 当社は平成26年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月30日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。また、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。上記では、単体については第1期の期首に、連結については第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
1. 新規発行株式 .....	1
2. 募集の方法 .....	2
3. 募集の条件 .....	2
4. 株式の引受け .....	4
5. 新規発行による手取金の使途 .....	4
第2 売出要項 .....	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し） .....	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） .....	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） .....	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） .....	11
募集又は売出しに関する特別記載事項 .....	12
第二部 企業情報 .....	19
第1 企業の概況 .....	19
1. 主要な経営指標等の推移 .....	19
2. 沿革 .....	22
3. 事業の内容 .....	23
4. 関係会社の状況 .....	29
5. 従業員の状況 .....	30
第2 事業の状況 .....	31
1. 業績等の概要 .....	31
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	33
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 .....	33
4. 事業等のリスク .....	40
5. 経営上の重要な契約等 .....	45
6. 研究開発活動 .....	45
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	46
第3 設備の状況 .....	48
1. 設備投資等の概要 .....	48
2. 主要な設備の状況 .....	48
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	49
第4 提出会社の状況 .....	50
1. 株式等の状況 .....	50
2. 自己株式の取得等の状況 .....	95
3. 配当政策 .....	96
4. 株価の推移 .....	96
5. 役員の状況 .....	97
6. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	101
第5 経理の状況 .....	107
1. 連結財務諸表等 .....	108
2. 財務諸表等 .....	168
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	181

第7 提出会社の参考情報 .....	182
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	182
2. その他の参考情報 .....	182
第四部 株式公開情報 .....	183
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....	183
第2 第三者割当等の概況 .....	185
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	185
2. 取得者の概況 .....	195
3. 取得者の株式等の移動状況 .....	205
第3 株主の状況 .....	206
〔監査報告書〕 .....	209

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月14日
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03 (6804) 6907
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 長澤 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03 (6804) 6907
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 長澤 啓
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 8,931,217,750円 売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 35,888,090,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 6,959,225,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	4,288,700（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成30年5月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、平成30年5月14日開催の取締役会において決議された募集による新株式発行の募集株式総数18,159,500株のうち、日本国内における募集（以下、「国内募集」という。）に係るものであります。なお、募集株式総数については、平成30年6月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

募集株式総数のうち、残余の13,870,800株について、国内募集と同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場における募集（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。）を行う予定であります。

なお、国内募集株式数4,288,700株及び海外募集株式数13,870,800株を目処として募集を行う予定でありますが、その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、後記「2 募集の方法」に記載の発行価格等決定日に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）」に記載のとおり、本件募集と同時に、当社株主が所有する当社普通株式14,648,200株の日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）並びに7,906,600株の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。）が行われる予定であります。

更に、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、2,840,500株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を追加的に行う場合があります。

また、本件募集及び本件売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集及び海外売出しの内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び海外売出しについて」をご参照ください。

4. 本件募集、本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下、「グローバル・オファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc（以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年5月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

6. グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

## 2 【募集の方法】

平成30年6月11日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	4,288,700	8,931,217,750	5,253,657,500
計（総発行株式）	4,288,700	8,931,217,750	5,253,657,500

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は10,507,315,000円となります。

## 3 【募集の条件】

### （1）【入札方式】

#### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

#### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年6月12日(火) 至 平成30年6月15日(金)	未定 (注) 4	平成30年6月18日(月)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年6月1日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 発行価額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と平成30年6月11日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年5月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年6月19日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成30年6月4日から平成30年6月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が発行価額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバークロットメントによる売出し、海外募集及び海外売出しも中止いたします。また、海外募集又は海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバークロットメントによる売出しを中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年6月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	4,288,700	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定する予定ですが、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、平成30年6月11日付で変更される可能性があります。
2. 当社は、上記引受人と発行価格等決定日（平成30年6月11日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、国内募集を中止いたします。
3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
10,507,315,000	240,000,000	10,267,315,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年6月1日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額10,267百万円及び前記「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限6,799百万円については、海外募集における差引手取概算額33,833百万円と併せて、連結子会社への投融資を含めた当社グループの運転資金として11,324百万円を、借入金の返済資金として29,781百万円（平成30年6月期：762百万円、平成31年6月期：10,061百万円、平成32年6月期：7,027百万円、平成33年6月期以降：11,929百万円）を充当する予定であります。

当社グループの運転資金については、日本及び海外において当社グループが運営するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」等のユーザ数拡大に向けたオンライン広告、TVCM、キャンペーン等に係るポイント付与等の広告宣伝費として11,324百万円（平成31年6月期：7,009百万円、平成32年6月期：4,315百万円）を充当する予定であります。

なお、残額は将来におけるサービス付加価値向上のための広告宣伝費、開発に係る人件費等の投資資金等に充当する方針でありますが、当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

平成30年6月11日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	14,648,200	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 4,500,000株 東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・プレイン5号投資事業有限責任組合 3,173,600株 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 1,907,500株 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 三井物産株式会社 1,308,400株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 1,111,200株 東京都港区 富島 寛 500,000株 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合 476,800株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 石塚 亮 400,000株 東京都港区芝三丁目33番1号 ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合 373,800株 東京都港区 猪木 俊宏 240,000株 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 222,400株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 胡 華 216,000株 東京都世田谷区 石川 篤 120,000株 東京都港区六本木四丁目2番45号 株式会社suadd 33,000株 東京都練馬区 山田 佐知子 24,000株 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市 Kevin Linn 13,700株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				米国カリフォルニア州サンフランシスコ市 Puneet Shah 12,800株 東京都港区 鶴岡 達也 12,000株 米国カリフォルニア州レッドウッドシティ Eunsun Yen 3,000株
計(総売出株式)	—	14,648,200	35,888,090,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
2. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）で算出した見込額であります。
4. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出株式総数は22,554,800株であり、国内売出株式数14,648,200株及び海外売出株式数7,906,600株を目処として売出しを行う予定でありますが、最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格等決定日(平成30年6月11日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。
5. 海外売出しへは、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）で行うことを予定しております。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載のとおり、本件募集及び本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うため、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び後記「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。
9. 国内募集を中止した場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止いたします。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 6月12日(火) 至 平成30年 6月15日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スター 証券株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 SMB日興証券株式会 社 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁 目9番1号 野村證券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 大阪府大阪市中央区今橋 一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場 町一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、国内募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一とい  
たします。但し、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出  
価格等決定日（平成30年6月11日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払わ  
れません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 当社及び売出人は、上記引受人と平成30年6月11日に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契  
約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基  
づき、同契約を解除した場合、引受人の買取引受による国内売出しを中止いたします。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成30年6月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引  
所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場  
(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いま  
せん。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し、海外募集及び海外売出しありも中止いたします。また、海外募集又は海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	2,840,500	6,959,225,000 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	2,840,500	6,959,225,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しがあります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年6月19日から平成30年7月13日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバークロットメントによる売出し）】

##### (1) 【入札方式】

###### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 6月12日(火) 至 平成30年 6月15日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。但し、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格等決定日（平成30年6月11日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成30年6月19日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社として、平成30年6月19日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

なお、東京証券取引所マザーズへの上場にあたっての幹事取引参加者は大和証券株式会社であります。

### 2. 海外募集及び海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集及び売出し（海外募集及び海外売出し）が、Morgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、J.P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びMizuho International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定であります。

本件募集による新株式発行の募集株式総数は18,159,500株の予定であり、国内募集株式数4,288,700株及び海外募集株式数13,870,800株を目処に募集を行う予定ですが、その最終的な株式数の内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。また、本件売出しの売出株式総数は22,554,800株の予定であり、国内売出株式数14,648,200株及び海外売出株式数7,906,600株を目処に売出しを行う予定ですが、その最終的な株式数の内訳は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定されます。

また、海外募集及び海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

### 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎（以下、「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 2,840,500株
募集株式の払込金額	未定（前記「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（前記「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月19日
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社三井住友銀行 新橋支店

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しのために貸株人から借り入れる株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返却します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月13日までの間、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 4. ロックアップについて

グローバル・オファリングに関連して、売出入かつ貸株人である山田進太郎、売出入であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、WiL Fund I, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤鍊、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聰太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城譲、益田尚、藤崎研一朗及びその他役職員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本件募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。)を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オファリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会に対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

また、上記に加えて、当社の株主であるユナイテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オファリングにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

#### 5. 当社指定販売への売付け(親引け)について

当社は、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち470,600株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。



- (注) 1. 平成26年6月期の財務情報及び補足情報は、当該連結会計年度に連結子会社が存在しないため単体ベースの数値であります。
2. 日本と米国の流通総額の合計となります。
3. 連結貸借対照表における販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりです。

	連結会計年度			第3四半期連結累計期間		
	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成29年6月期	平成30年6月期	
				第3四半期	第3四半期	
(単位：百万円)						
<b>販売費及び一般管理費</b>						
広告宣伝費						
ポイント	863	1,726	5,069	2,887	3,737	
その他	3,286	5,151	9,126	5,471	9,115	
<b>広告宣伝費合計</b>	<b>4,149</b>	<b>6,877</b>	<b>14,196</b>	<b>8,358</b>	<b>12,853</b>	
支払手数料	896	2,072	3,401	2,499	3,920	
人件費	584	1,328	2,506	1,730	3,627	
その他の費用	526	1,233	2,022	1,437	3,082	
<b>合計</b>	<b>6,157</b>	<b>11,513</b>	<b>22,126</b>	<b>14,026</b>	<b>23,483</b>	

## 連結日本事業に関する未監査財務情報

日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（「JGAAP」）によれば、当社グループは本邦の外部顧客への売上高が連結売上高の90%を超えていたため、地域別セグメント情報の作成が要求されておりません。しかしながら、地域毎の業績や動向の議論は、地域毎の事業特性の観点から連結業績を理解するのに役立つと考えています。特に、国内事業はすでに黒字化を達成している一方、海外事業は成長段階の初期にあり、未だ黒字化には至っていません。

地域別セグメント情報を作成していないことから、当社単体業績及び国内子会社の業績から構成される連結日本事業（以下、「連結日本事業」という。）の財務諸表の表示は、当社グループの経営成績を理解する上で参考になると考へております。連結日本事業の財務情報は、未だ初期の投資段階にある米国事業及び英国事業の業績の影響を除外し、より成熟した成長段階にあり、黒字化を達成した国内事業の業績を理解する上で役立つと考えています。特に、米国子会社は米国での事業拡大に伴う費用負担により継続して損失を計上しており、連結日本事業の営業利益と相殺しきれず、当社は連結ベースでも継続的に営業損失を計上しております。

平成28年6月期及び平成29年6月期の連結日本事業に係る未監査財務情報は、当社単体の財務情報と、株式会社ソウゾウの単体の財務情報とを合算した上で、関係会社間取引を相殺したものです。平成29年第3四半期累計期間の連結日本事業に係る未監査財務情報は、当社、株式会社ソウゾウ及びザワット株式会社の各単体財務諸表を合算した上で、関係会社間取引を相殺したものです。平成30年第3四半期累計期間の連結日本事業に係る未監査財務情報は、当社、株式会社ソウゾウ及び株式会社メルペイの各単体財務諸表を合算した上で、関係会社間取引を相殺したものです。平成27年6月期の連結日本事業の業績は、当該連結会計年度において日本子会社が存在しなかつたため、当社単体の財務情報と一致しております。

連結日本事業の未監査財務情報は、純粹に当社連結業績の基礎となる地域別の動向を説明するための補足情報としてのみ記載しております。下記の財務情報は、連結財務情報の作成に当たって適用される内部取引その他の連結調整作業の全てを行ったものではなく、連結財務諸表と直接比較することはできません。また、下記の財務情報は、独立監査人の監査ないしレビュー手続を受けておりません。そのため、当該情報に過度に依拠すべきではありません。

	連結会計年度			第3四半期連結累計期間	
	平成27年6月期 (注)1	平成28年6月期	平成29年6月期	平成29年6月期 第3四半期	平成30年6月期 第3四半期
	(単位：百万円)				
<b>連結日本事業：</b>					
売上高	4,237	12,256	21,263	14,679	24,616
売上原価	336	786	1,645	1,106	2,988
売上総利益	3,901	11,470	19,618	13,572	21,628
販売費及び一般管理費（注）2	5,005	8,333	16,017	9,291	16,621
営業利益（△は損失）	△1,104	3,136	3,600	4,281	5,006
当期純利益（△は損失）	△1,104	2,856	△7,810	2,485	2,116

(注) 1. 株式会社ソウゾウは平成27年9月に設立されたため、平成27年6月期の連結日本事業の業績は当社単体の業績のみを含んでおります。

2. 連結日本事業における販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりです。

	連結会計年度			第3四半期連結累計期間	
	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成29年6月期	平成30年6月期
				第3四半期	第3四半期
(単位：百万円)					
<b>販売費及び一般管理費</b>					
<b>広告宣伝費</b>					
ポイント	803	1,344	3,803	1,715	2,720
その他	2,678	4,106	6,825	3,840	6,405
<b>広告宣伝費合計</b>	<b>3,481</b>	<b>5,450</b>	<b>10,629</b>	<b>5,555</b>	<b>9,125</b>
<b>支払手数料</b>					
人件費	786	1,546	2,603	1,836	3,210
その他の費用	369	662	1,380	961	1,808
<b>合計</b>	<b>368</b>	<b>674</b>	<b>1,403</b>	<b>938</b>	<b>2,477</b>
	<b>5,005</b>	<b>8,333</b>	<b>16,017</b>	<b>9,291</b>	<b>16,621</b>

## EBITDA及びEBITDAマージン

EBITDAは、当該連結会計期間における純利益（損失）に法人税等合計、その他の費用（収益）の純額、減価償却費及びその他の償却費並びにのれん償却額の合計額を加算して連結ベースで算出しております。EBITDAマージンは、EBITDAを売上高で除して連結ベースで算出しております。EBITDA及びEBITDAマージンは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（JGAAP）に規定される財務指標ではありませんが、当社連結事業の業績及び収益を評価し、同業又は他の業種の会社の業績との比較を容易にする補足的な財務情報であるという点において有用であると考えております。

但し、EBITDA及びEBITDAマージンは、利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（JGAAP）に準拠して表示された財務指標の代替的な財務指標として考慮されるべきではありません。また、当社グループにおけるEBITDA及びEBITDAマージンの定義と同業他社の同指標あるいは類似の指標の定義とが異なることにより他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。

連結ベースのEBITDA及びEBITDAマージンに関する各期の当期純損失の調整要素は次のとおりであります。

	連結会計年度			第3四半期連結累計期間	
	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成29年6月期 第3四半期	平成30年6月期 第3四半期
	(単位：百万円)				
<b>EBITDAの調整要素：</b>					
当期純利益(△は損失)	△2,271	△348	△4,207	△2,366	△3,434
加算：法人税等合計	4	250	1,180	1,560	1,289
加算：その他の費用(△は収益)-純額	10	54	250	240	249
加算：減価償却費及びその他の償却費	11	50	107	68	149
加算：のれん償却額	-	-	85	34	153
EBITDA	△2,243	8	△2,582	△463	△1,592
EBITDAマージン	△52.9%	0.1%	△11.7%	△3.0%	△6.1%

## EBITDA及びEBITDAマージン（連結日本事業）

連結日本事業におけるEBITDAは、当該連結会計期間における連結日本事業の純利益（損失）に法人税等合計、その他の費用（収益）の純額、減価償却費及びその他の償却費並びにのれん償却額の合計額を加算して算出しております。連結日本事業におけるEBITDAマージンは、連結日本事業におけるEBITDAを連結日本事業の売上高で除して算出しております。連結日本事業におけるEBITDA及びEBITDAマージンは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（JGAAP）に規定される財務指標ではありませんが、地域毎の当社事業の業績及び収益を評価する補足的な財務情報であるという点において有用であると考えております。

連結日本事業のEBITDA及びEBITDAマージンに関する各期の当期純利益（損失）の調整要素は次のとおりであります。

	連結会計年度			第3四半期連結累計期間	
	平成27年6月期 (注)1	平成28年6月期	平成29年6月期	平成29年6月期 第3四半期	平成30年6月期 第3四半期
	(単位：百万円)				
<b>連結日本事業におけるEBITDAの調整要素：</b>					
当期純利益(△は損失)	△1,104	2,856	△7,810	2,485	2,116
加算：法人税等合計	4	250	1,180	1,560	1,289
加算：その他の費用(△は収益)-純額	△4	29	10,231	235	1,601
加算：減価償却費及びその他の償却費	10	48	97	62	129
加算：のれん償却額	-	-	85	34	153
EBITDA	△1,093	3,184	3,784	4,378	5,289
EBITDAマージン	△25.8%	26.0%	17.8%	29.8%	21.5%

(注) 1. 株式会社ソウゾウは平成27年9月に設立されたため、平成27年6月期の連結日本事業の業績は当社単体の業績のみを含んでおります。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期
決算年月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (百万円)	12,256	22,071
経常損失(△) (百万円)	△97	△2,779
親会社株主に帰属する当期 純損失(△) (百万円)	△348	△4,207
包括利益 (百万円)	△472	△3,978
純資産額 (百万円)	8,395	4,416
総資産額 (百万円)	25,463	54,489
1株当たり純資産額 (円)	△35.49	△70.15
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△3.18	△36.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	33.0	8.1
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ フロー (百万円)	9,040	6,351
投資活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△542	△936
財務活動によるキャッシュ フロー (百万円)	8,145	21,323
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	23,823	50,863
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	329 (12)	596 (16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
6. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
7. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いましたが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (百万円)	—	—	4,237	12,256	21,254
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△24	△1,373	△1,099	3,262	4,469
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△24	△1,374	△1,104	3,011	△6,990
資本金 (百万円)	50	885	2,065	6,286	6,286
発行済株式総数					
普通株式 (株)	65,000	6,500,000	6,500,000	6,514,269	6,514,269
A種優先株式 (株)	—	1,100,000	1,100,000	1,500,000	1,500,000
B種優先株式 (株)	—	1,611,400	1,611,400	1,611,400	1,611,400
C種優先株式 (株)	—	—	1,073,000	1,073,000	1,073,000
D種優先株式 (株)	—	—	—	781,247	781,247
純資産額 (百万円)	55	351	1,607	13,061	6,071
総資産額 (百万円)	63	2,278	10,365	29,171	54,855
1株当たり純資産額 (円)	859.33	△143.12	△235.59	5.16	△55.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△447.10	△175.31	△110.00	27.56	△60.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.1	15.4	15.5	44.8	11.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	41.1	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3 (1)	56 (2)	149 (1)	274 (8)	400 (11)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第1期から第3期、及び第5期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 第1期から第3期、及び第5期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
7. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
8. 株主からの取得請求権行使に基づき、平成29年7月2日付でA種優先株式1,500,000株、B種優先株式1,611,400株、C種優先株式1,073,000株、D種優先株式781,247株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ1,500,000株、1,611,400株、1,073,000株、781,247株交付しております。また、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は平成29年9月29日開催の定時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

9. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。また、平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いましたが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
10. 当社は平成25年2月1日設立のため、第1期は平成25年2月1日から平成25年6月30日までの5ヶ月となっております。
11. 当社は平成26年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月30日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。また、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期から第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	0.86	△14.31	△23.56	5.16	△55.74
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	△0.45	△17.53	△11.00	27.56	△60.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

年月	概要
平成25年2月	東京都港区六本木において、資本金20百万円で株式会社コウゾウを設立
平成25年7月	CtoCマーケットプレイス「メルカリ」の提供を開始
平成25年11月	社名を株式会社メルカリに変更
平成26年1月	米国子会社Mercari, Inc. を設立
平成26年4月	カスタマーサポートセンターを宮城県仙台市青葉区に設立
平成26年9月	米国子会社Mercari, Inc. がCtoCマーケットプレイス「Mercari」の提供を開始
平成26年10月	CtoCマーケットプレイス「メルカリ」（日本）において商品代金に応じた手数料の徴収を開始
平成27年4月	配送サービス「らくらくメルカリ便」開始
平成27年9月	国内子会社株式会社ソウゾウを設立
平成27年11月	英国子会社Mercari Europe Ltdを設立
平成28年3月	クラシファイドアプリ「メルカリ アッテ」の提供を開始
平成28年4月	英國子会社Merpay Ltdを設立
平成28年10月	CtoCマーケットプレイス「Mercari」（米国）において商品代金に応じた手数料の徴収を開始
平成29年2月	ザワット株式会社を100%子会社化
平成29年3月	カスタマーサポートセンターを福岡県福岡市博多区に設立
平成29年4月	英國子会社Mercari Europe LtdがCtoCマーケットプレイス「Mercari」の提供を開始
平成29年5月	配送サービス「大型らくらくメルカリ便」開始
平成29年6月	本・CD・DVD等に特化したCtoCマーケットプレイス「メルカリ カウル」の提供を開始
平成29年7月	国内子会社ザワット株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅
平成29年8月	配送サービス「ゆうゆうメルカリ便」開始
平成29年11月	ライブ動画配信機能「メルカリチャンネル」開始
平成30年2月	ブランド品に特化したCtoCマーケットプレイス「メルカリ メゾンズ」の提供を開始
平成30年4月	国内子会社株式会社メルペイを設立
	即時買取サービス「メルカリNOW」開始
	福岡県福岡市にてシェアサイクルサービス「メルチャリ」の提供を開始
	スキルシェアサービス「teacha」の提供を開始

### 3 【事業の内容】

#### ミッション

当社グループのミッションは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」ことです。

大量生産・大量消費が一般化している現代社会では、1年のうちに不要になる物の価値は日本だけでも約7.6兆円にのぼるとされています（注）。の中には、ある人にとって価値がなくなってしまった物でも、他の人にとっては価値があり使ってもらえる物が数多く存在しています。

当社グループは、スマートフォンやソーシャルメディアの普及により、個人がスマートフォンを通じて物の売買や情報発信を行えるようになったことを追い風に、スマートフォン上で中古品を簡単に売買できるプラットフォーム「メルカリ」を提供しています。当社グループは、物・スキルなどの資産を有する出品者とそれに価値を見出す購入者を結ぶ、簡単で、楽しく、安全なプラットフォームを提供することにより、モノ・サービスの新たな価値創造と消費サイクルの再定義を目指します。

（注） 経済産業省「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」  
（平成30年4月） 「過去1年間に必要ななくなった」と回答した製品の推定価値の合計（自動車、バイク、原付バイクは含まず）

#### サービス概要

当社グループが運営する「メルカリ」はスマートフォンに特化した個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであり、誰でもスマートフォン上で簡単・手軽に中古品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

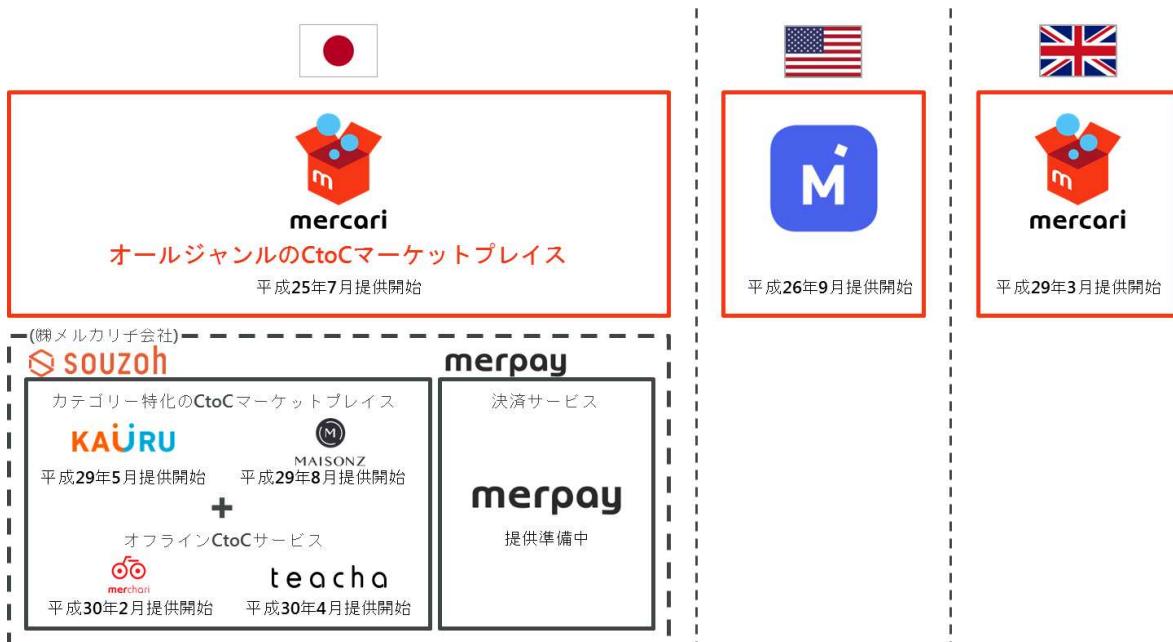
従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明である等の課題がありました。また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者共に個人を中心とするため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな中古品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。

#### 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社である株式会社ソウゾウ、Mercari, Inc.（米国）、Mercari Europe Ltd（英国）、Merpay Ltd（英国）、株式会社メルペイの6社で構成されており、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注） 当第3四半期連結会計期間より、事業内容に即した名称にするために、「フリマアプリ事業」から「マーケットプレイス関連事業」にセグメント名称を変更しております。



当社グループでは、当社が運営するオールジャンルの商品を取り扱うC to Cマーケットプレイスである「メルカリ」に加えて、株式会社ソウゾウが本・CD・DVD等に特化した「メルカリ カウル」、及びブランド品に特化した「メルカリ メゾンズ」の2つのC to Cマーケットプレイスを運営しております。また、米国・英国においては現地子会社がそれぞれオールジャンルのC to Cマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。

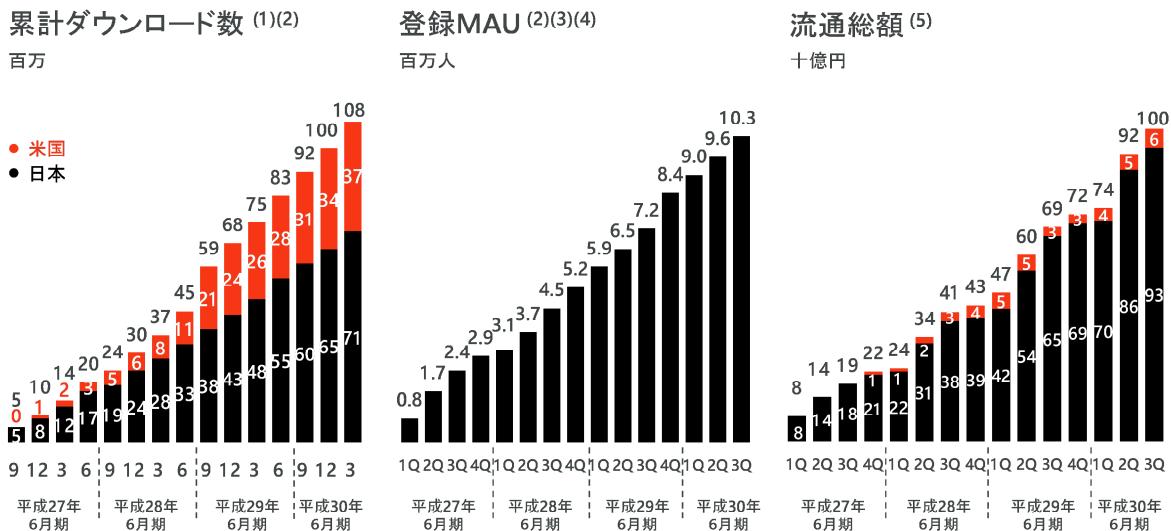
また、決済・金融関連事業の展開に向けて、株式会社メルペイを平成29年11月に設立いたしました。加えて、平成30年2月にはシェアサイクルサービス「メルチャリ」の運営を福岡市内で開始、平成30年4月には個人間のスキルシェアサービス「teacha」の運営を開始するなど、C to Cマーケットプレイスのみならず、他の領域においても事業展開の拡大に努めております。なお、株式会社ソウゾウが運営しているクラシファイドアプリ「メルカリ アッテ」は、平成30年5月31日をもってサービスを終了いたします。

当社グループは、平成26年10月から「メルカリ」において、平成28年10月から米国の「Mercari」において、それぞれ商品代金に応じた手数料をいただいております。商品が購入された際に、当社グループは購入された商品に対し10%の手数料を出品者より受領し、購入者が支払った商品代金から手数料を差し引いた金額を出品者に支払っております。当社グループでは当該手数料部分を売上高に計上しております。なお、当社は平成30年1月よりユーザ規約の変更に伴い、従来、広告宣伝費として計上しておりましたクーポン利用額を売上高の減少としても処理しております。

なお、英国の「Mercari」では、更なるサービスの拡大に向けたユーザの獲得を優先しており、現段階では手数料・利用料等はいただいておりません。

### 「メルカリ」のこれまでの成長

「メルカリ」は、平成25年のサービス開始以来、日本を中心に急速に成長しています。



(注) 1. 累計ダウンロード数は、各月末の累計数を記載しております。

2. 累計ダウンロード数及び登録MAUには「メルカリ アッテ」、「メルカリ カウル」、「メルカリ メゾンズ」、「メルチャリ」、「teacha」は含んでおりません。
3. 登録MAUは、「登録Monthly Active User」の略であり、「メルカリ」に登録しているユーザのうち、1ヶ月に一度以上「メルカリ」を利用したユーザを集計しております。
4. 登録MAUの四半期平均を記載しております。
5. 流通総額は取引高の合計（「メルカリ カウル」、「メルカリ メゾンズ」を経由した購入を含む）を記載しており、四半期毎の合計額となっております。為替レートについては、各月の期中平均為替レートを使用しております。

## 「メルカリ」が選ばれる理由

「メルカリ」は、使いやすく・楽しく、かつ安全・安心に取引できるマーケットプレイスとして、多くのユーザーにご利用いただいております。

### 1. 使いやすさ

#### 手軽な出品プロセス

「メルカリ」では、簡単なプロセスで3分以内に出品できます。ホーム画面の右下にある「出品」ボタンを押し商品の写真を撮影し、簡単な商品説明を入力した後、価格と配送オプションを選択するだけで出品を完了することができます。出品されたアイテムはすぐに、すべてのユーザが閲覧できるようになります。



「メルカリ」では、過去の取引データを活用してより簡単に出品を完了することができる機能を提供しています。例えば、商品名に対応したカテゴリーやブランド名、商品の状態に応じた売れやすい価格帯が提案されることにより、簡単に出品を完了することができます。



## 簡単かつ手頃な価格の配送

「メルカリ」では、簡単かつ手頃な価格の配送オプションとして、ヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社との提携による「らくらくメルカリ便」及び「ゆうゆうメルカリ便」を提供しています。これらの配送オプションでは、日本国内で7万箇所を超える配送拠点から配送手続きを行うことができます（平成30年5月時点）。商品が売れた出品者は、「メルカリ」のアプリからQRコードやバーコードを生成し、配送拠点に設置された読み取り機にスキャンするだけで商品を発送することができます。また、これらの配送オプションでは、出品者と購入者が互いに個人情報を共有することなく取引を完了することができる匿名配送機能を提供し、安全性にも配慮しています。更に、配送料については、全国一律料金でわかりやすく、かつ一般配送料より安価な価格で提供しています。



## 2. 楽しく夢中になれるユーザ体験

「メルカリ」は、出品者と購入者の双方にとって楽しく、夢中になれるユーザ体験を提供しています。

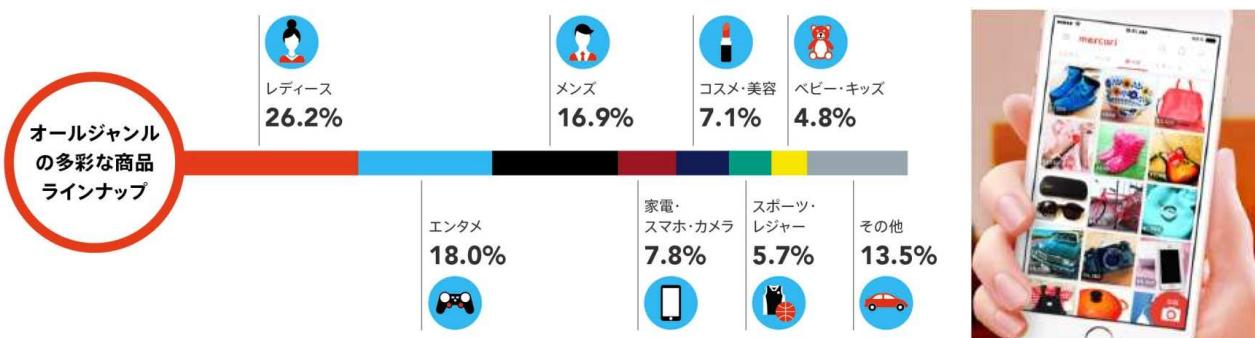
### 出品者： 不要品に新たな価値を与える楽しさ

C to Cマーケットプレイスである「メルカリ」では、商業目的の事業者が中心のプラットフォームとは異なり、個人の出品者であっても簡単に商品を販売することができます。出品者は、不要品を処分してお金に換えられるだけでなく、自分にとってはもう価値がなくなってしまった物に誰かが価値を見出してくれるという喜びを体験することができます。

「メルカリ」の多くの出品者は、商品を出品した後、他のユーザからの問い合わせや価格交渉に対応するために1日に何度も訪問するなど、高い頻度でアプリを利用しています。また、「メルカリ」には多くの購入者が集まっている、かつオークションプロセスと異なり即時に購入できるため、商品が早く売れやすい傾向にあります。すぐに売れたという体験が更なる次の出品への動機付けとなり、多くの出品者に繰り返し使っていただけるサービスとなっています。

### 購入者： 掘り出し物に出会える「宝探し」体験

「メルカリ」には、レディースやメンズ、ベビー・キッズといったアパレル商品に加え、エンタメ用品・家電・コスメ等、多彩な商品が出品されています。「メルカリ」の出品者は個人を中心であるため、他のプラットフォームでは入手できないユニークな商品が数多く出品されています。購入者は、事業者により出品されるコモディティ化された商品ではなく、個人が出品するユニークな中古品の中から掘り出し物を探す「宝探し」体験を楽しむことができます。購入者は、気になる商品に「いいね！」ボタンを押したり、お気に入りのブランドや商品カテゴリーなどの検索条件を保存することにより、価格が引き下げられた時や検索条件に該当する新しい商品が出品された時に、通知を受け取ることができます。リアルタイムで出品される数多くの商品の中から掘り出し物を探すために、アプリを頻繁に訪問し、長時間滞在する購入者が多いという特徴があります。



(注) 平成30年6月期第3四半期のメルカリ（日本）事業における流通総額の比率であり、「メルカリ カウル」、「メルカリ メゾンズ」を経由した購入を含みます。

#### 出品者及び購入者： ユーザ間のコミュニケーション

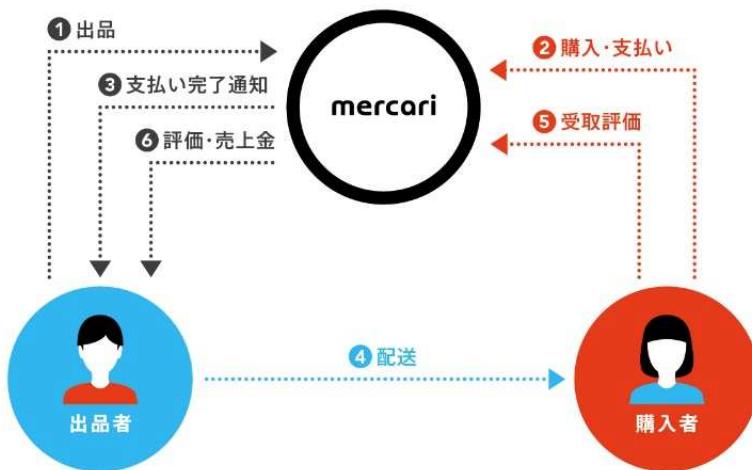
「メルカリ」のユーザーは、商品を購入する以外にも、様々な場面で「メルカリ」を利用しています。例えば、購入者と出品者との間で、商品内容や価格に関する質問が活発にやり取りされています。また、取引成立後には、出品者・購入者間でチャット機能を利用して、配送状況の確認などの取引に関するコミュニケーションを行うことができます。更に、「フォロー」機能により共通の趣味や嗜好を持ったユーザーをフォローすることができ、当該ユーザーによる新規出品がなされた場合に通知を受け取ることができます。

#### 3. 安全・安心なプラットフォーム

「メルカリ」は、出品者と購入者の双方にとって安全・安心なプラットフォームを目指しています。

##### エスクローサービス

「メルカリ」では、購入者が商品代金を当社に支払い、当社から出品者に支払い完了通知を行った後に、出品者が購入者に商品を配送します。商品が購入者のもとに到着し、出品者と購入者の双方による評価が完了した後に、当社から出品者に対して商品代金が支払われる仕組みとなっております。このエスクロー決済システムにおいては、商品代金が支払われない場合や、商品代金を支払った後に商品が届かない場合には、取引がキャンセルされ代金が返金されるため、出品者と購入者の双方にとって安心な仕組みとなっております。



##### 透明性のある相互評価システム

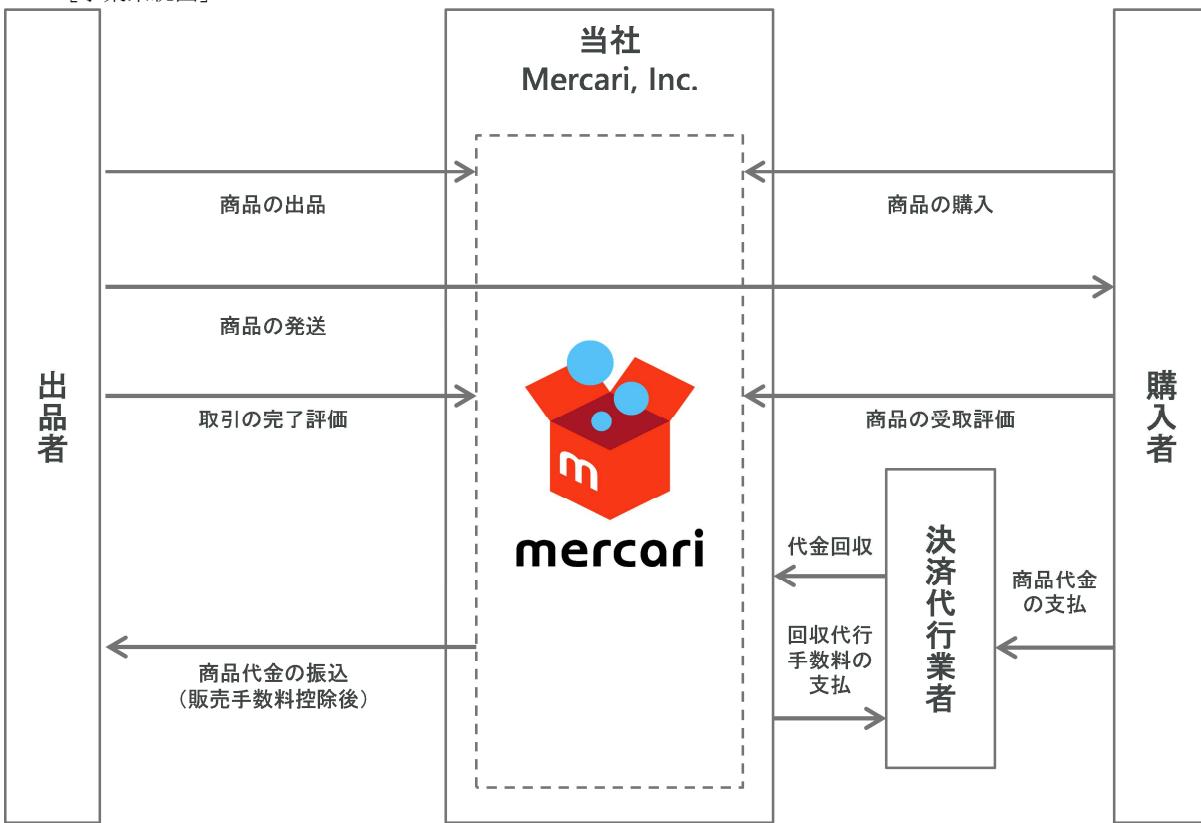
上記のとおり、購入者のもとに商品が届いた後、出品者と購入者の双方が互いに取引の評価を行うことにより取引が完了する仕組みとしています。各取引の評価は、各ユーザーのアカウント情報に蓄積され、他のユーザーが新たに取引する際に参考情報とすることができます。これにより、ユーザーの安心に繋がると同時にマーケットプレイスの健全性を維持する効果があります。

##### カスタマーサポート体制の充実によるプラットフォームの健全性確保

当社グループでは、ユーザーが安心してサービスを利用できるよう、社内にカスタマーサポート体制を整備し、365日24時間体制で問い合わせへの対応やプラットフォームの監視を行っております。更に、マーケットプレイスの健全性を確保するため、当社の利用規約に違反する出品の自動検知システム及び目視により出品や取引を常時監視し、偽造品・盗品その他の出品禁止物の排除に努めしております。なお、上記システムは、商品情報や取引に係わる豊富なデータとAI技術を元にしており、精度の向上と活用範囲の拡大に取り組み、安心してご利用いただける環境づくりに努めています。

当社の利用規約に違反する出品や取引が発見された場合には、取引のキャンセルやユーザーの利用停止等の措置、及び被害にあったユーザーへの補償等を行っております。また、プラットフォームの健全性確保にあたり、全国検査機関や消費生活センター、その他の監督官庁・ブランド等の権利者との連携により安全・安心なプラットフォームの提供に努めています。また、「メルカリ」だけでなく業界全体の健全化を目指し、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）や、EC事業者協議会、Asia Internet Coalition Japan (AICJ) 等の業界団体への参加や積極的な意見交換やガイドラインの検討等も行っています。

[事業系統図]



(注) 1. 株式会社ソウゾウ、Mercari Europe Ltd、Merpay Ltd、株式会社メルペイについては、連結業績に与える影響は僅少であるため、事業系統図への記載を省略しております。

2. 販売手数料は商品代金の10%であり、販売手数料が当社グループの売上高として計上されます。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Mercari, Inc. (注) 1、2、4	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	109,599千米ドル	米国における CtoCマーケット プレイス 「Mercari」の企 画・開発・運営	100.0	役員の兼任2名、 開発業務の受託、 ロイヤリティーの受取
株式会社ソウゾウ (注) 2、3	東京都港区	10百万円	新規事業の企画・ 開発・運営	100.0	役員の兼任2名、 開発業務の受託、 プラットフォームの共有
Mercari Europe Ltd (注) 1、2	英国ロンドン市	8,693千ポンド	英国における CtoCマーケット プレイス 「Mercari」の企 画・開発・運営	100.0	役員の兼任1名
Merpay Ltd (注) 2	英国ロンドン市	600千ポンド	英国における CtoCマーケット プレイス 「Mercari」のペ イメント事業	100.0	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 第6期第3四半期連結会計期間末までに増資を実施し、平成30年3月31日現在の資本金はMercari, Inc. 170,522千米ドル、株式会社ソウゾウ 510百万円、Mercari Europe Ltd 17,943千ポンド、Merpay Ltd 1,150千ポンドとなっております。
3. 平成30年5月7日開催の当社及び株式会社ソウゾウの取締役会において、総合的な財務戦略における見地から勘案いたしまして、同社の資本金を10百万円に減資する旨、決議しております。発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額を無償で減少させます。なお、減資の効力は、債権者保護手続きを経て、平成30年6月30日に発生する予定です。
4. 平成30年5月末までに米国カリフォルニア州パロアルト市に移転する予定です。
5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
6. 平成29年11月20日付で金融関連の新規事業の企画・開発・運営を行う株式会社メルペイ（資本金100百万円、議決権の所有割合100%）を設立しております。また同社に対して平成30年3月30日に増資を実施しております（増資後の資本金600百万円、増資後の議決権所有割合100%）。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）
1,014 (28)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連について記載しておりません。  
3. 従業員数が最近1年間において459名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
652(22)	30.3	1.3	5,019

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 当社は、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。  
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
4. 従業員数が最近1年間において286名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第5期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年4月の経済産業省の「平成28年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によると、平成28年の中古品市場規模（自動車、バイクを除く。）は総額約1.9兆円、そのうちオンラインC to C市場は約6,510億円、オンラインC to C市場における「メルカリ」などのフリマアプリ市場は3,052億円とされております。更に、同報告書によれば、経済産業省が推定した日本で1年間のうちに不要になる物の価値は約7.6兆円にのぼるとされています。

このような事業環境において、当社グループは、誰もが簡単・手軽に中古品を売買できるC to Cマーケットプレイス「メルカリ」の成長が当社グループの安定的・継続的な発展に必要不可欠と考えております。当連結会計年度は「メルカリ」の更なる成長に向けて、TVCMやオンライン広告等によるプロモーションを実施いたしました。それに伴い、「メルカリ」の国内累計ダウンロード数は平成29年6月末には55.4百万件に達し、前連結会計年度末比で21.7百万件の増加となりました。また、平成29年5月には、周辺サービスとして本・CD・DVD等に特化したC to Cマーケットプレイス「メルカリ カウル」の提供を開始しております。

一方、米国ではC to Cマーケットプレイス「Mercari」の更なる拡大に取り組み、オンライン広告等のプロモーションを実施いたしました。それに伴い、「Mercari」米国累計ダウンロード数は平成29年6月末には28.2百万件に達し、前連結会計年度末比で16.5百万件の増加となりました。更に、平成28年10月より、米国の「Mercari」において、商品代金に応じた手数料の徴収を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,071百万円（前期比80.1%増）、主に広告宣伝費の増加により営業損失は2,775百万円（前期営業損失42百万円）、経常損失は2,779百万円（前期経常損失97百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は4,207百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失348百万円）となりました。

なお、当社グループはフリマアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

平成30年4月の経済産業省の「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によると、平成29年の中古品市場規模（自動車、バイクを除く。）の総額約2.1兆円のうち、「メルカリ」などのフリマアプリ市場は4,835億円とされており、年率58.4%の成長を遂げています。

このような事業環境において、当社グループは、C to Cマーケットプレイス「メルカリ」の継続的な成長に向けて、TVCMやオンライン広告等によるプロモーションを実施すると共に、ライブ動画配信機能「メルカリチャンネル」や即時買取サービス「メルカリNOW」などの新機能の提供を開始いたしました。それに伴い、「メルカリ」の国内累計ダウンロード数は平成30年3月末には71.0百万件に達し、前連結会計年度末比で15.5百万件の増加となりました。

更に、平成29年8月にはブランド品に特化したC to Cマーケットプレイス「メルカリ メゾンズ」、平成30年2月には福岡県福岡市にてシェアサイクルサービス「メルチャリ」を開始し、事業展開の拡大に取り組んで参りました。

一方、米国ではC to Cマーケットプレイス「Mercari」の更なる拡大に向けて、オンライン広告等のプロモーションを実施すると共に、平成30年3月には米国におけるより効果的なブランド認知の構築を目指し、アプリロゴのデザイン変更を含む「Mercari」のリブランディングを行いました。それに伴い、「Mercari」米国累計ダウンロード数は平成30年3月末には37.5百万件に達し、前連結会計年度末比で9.2百万件の増加となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高26,147百万円、広告宣伝費の使用等に伴い営業損失1,896百万円、経常損失1,951百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失3,434百万円となりました。

なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) キャッシュ・フロー

第5期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末から27,039百万円増加し、50,863百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、6,351百万円となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失の計上3,026百万円があるものの、主に流通総額増加に伴うユーザに対する未払金増加による未払金が9,740百万円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、936百万円となりました。

これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出373百万円、有形固定資産の取得による支出269百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、21,323百万円となりました。

これは主に、運転資金拡充のための長期借入れによる収入21,500百万円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (3) 販売実績

第5期連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業（第5期連結会計年度まではフリマアプリ事業）の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		第6期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日)
	販売高（百万円）	前年同期比（%）	販売高（百万円）
マーケットプレイス関連事業	22,071	180.1	26,147

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションに掲げ、スマートフォンにおいて個人間で簡単に中古品を売買できるCtoCマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供しております。

### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、日本、米国及び英国で事業展開をしており、各地域によって成長ステージが異なっております。そのため、流通総額及び売上高の成長を通じて企業価値の向上を図って参ります。

### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、以下の強みを背景に中長期的な経営戦略を立案しております。

#### 当社グループの強み

##### ① 中古品市場の拡大を牽引するCtoCマーケットプレイスのパイオニア

前述の平成30年4月の経済産業省の「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によると、経済産業省が推定した1年のうちに不要になるものの価値は日本だけでも約7.6兆円にのぼるのに対し、平成29年の中古品市場規模（自動車、バイクを除く。）は総額約2.1兆円であり、そのうち「メルカリ」などのフリマアプリ市場はわずか4,835億円となっています。上記のとおり、日本の中古品市場には高い成長ポテンシャルがあり、当社は、「メルカリ」の更なる普及により、消費者が家庭で生み出される不要品を簡単・手軽に売買するようになれば、中古品市場を更に拡大させることができると確信しております。

当社グループは、使いやすく楽しく、かつ安全・安心なCtoCマーケットプレイスの提供を通じて、フリマアプリ市場を作り上げ、これによりオフライン店舗やインターネットオークションに限定されない日本の中古品市場全体の拡大を牽引して参りました。株式会社マクロミルが平成29年5月に実施した調査によれば、日本でフリマアプリを利用したことがある利用者の約94%は、当社サービス「メルカリ」の利用経験があるとされており、他社のサービスを上回る支持を獲得しております。当社は、このようなCtoCマーケットプレイスのパイオニアとしての圧倒的なポジショニングを活用することで、上記の中古品市場の高い市場成長を享受できる立場にあると自負しております。

更に、米国をはじめとする海外においても、個人による中古品売買のニーズは高く、「メルカリ」を通じて中古品市場の成長に貢献して参ります。

## ② エンゲージメントの高いユーザ基盤及びこれを通じて得られる高付加価値のデータ

出品者・購入者双方に楽しく夢中になれるユーザ体験を提供することで、「メルカリ」は高いユーザエンゲージメントを実現しております。平成30年1月に実施されたニールセンの調査によれば、同月の「メルカリ」の月間ユニークユーザ当たりの平均月間利用時間は5.3時間となっております。これは日本のEコマースサービスの中で最も高い数値となっており、また、世界的なSNSサービスであるFacebookやInstagramをも上回る数値となっております。更に、平成30年6月期第3四半期における「メルカリ」の登録DAUの1日当たり平均閲覧商品数は23.4個、DAU/MAU比率は40.6%となっており、これは他の世界的なEコマースサービスに匹敵する水準であります。当社は、上記のような高いエンゲージメントを誇るユーザ基盤を通じて、ユーザの取引情報やユーザ間における取引評価情報等、利用価値の高いデータを大量に収集することができます。当社はこれらのデータを有効活用することで、既存のサービスのユーザ体験の向上や、今後の成長に資する新規サービスの開発につなげることができます。例えば、広範なユーザデータとAI技術を活用していくことで、購入者の嗜好にあわせた商品の提案等による購入転換率の向上、売れやすい出品価格の提案等による出品転換率の向上、カスタマーサポートの効率化等を実現していくことが可能と考えております。

(注) 1. 月間ユニークユーザは、平成30年1月において「メルカリ」のモバイルアプリに一度以上利用したユーザ数をニールセンが推計した数値を集計しております。

2. 登録DAUは「登録Daily Active User」の略であり、「メルカリ」に登録しているユーザのうち、1日に一度以上「メルカリ」を利用したユーザを集計しております。
3. 登録DAUの1日当たり平均閲覧商品数は、登録ユーザによる1日当たり閲覧商品数の合計を登録DAU数で除して算出された数値の平成30年6月期第3四半期における平均値を集計しております。
4. DAU/MAU比率は、平成30年1月から3月までの期間における各月の平均登録DAU数を同月の登録MAU数で除して算出された数値の平均値を集計しております。なお、DAU/MAU比率が高いほど、登録MAUに占める登録DAUの比率が高いものとして、ユーザのエンゲージメントが高いと考えられております。

## ③ CtoC特有のネットワーク効果による高いロイヤルティの獲得

CtoCマーケットプレイスである「メルカリ」は、ネットワーク効果が強く働くサービスです。すなわち、出品者・出品数が増えれば、購入したい商品が増えるため購入者・購入数が増加し、これにより商品の流動性が高まり、更に出品者・出品数が増加していきます。平成30年6月期第3四半期における平均で、月間出品数は約24.6百万点、月間購入数は約10.6百万点、月間ユニーク出品者は約2.0百万人、月間ユニーク購入者は約3.1百万人となりました。「メルカリ」では、多くの出品者・購入者が高い頻度でサービスを利用しており、ネットワーク効果による自走的成長が促進されています。また、商品の売上金をポイントに交換することで別の商品の購入に充てられるため、「メルカリ」で商品を買った出品者が次の購入者となることが促進されています。その結果、ユーザの大部分は、出品者と購入者の双方として「メルカリ」を利用しており、平成30年6月期第3四半期の平均で、出品者の55.2%が同月内に購入も行っており、購入者の36.7%は同月内に出品も行っています。「メルカリ」は出品者や購入者からの高いロイヤルティを獲得し、リピートユーザによる継続的な取引参加が流通総額の成長に大きく貢献しています。更に、ユーザの過去の取引評価の蓄積により、他のユーザが安心して取引を行うことができるとともに、ユーザ獲得競争において他の競合サービスへの流出を抑制する効果を有しています。

(注) 1. 月間出品数と月間購入数は、平成30年1月から平成30年3月までの期間における日本のメルカリ事業の月間出品数及び月間購入数の平均値であります。

2. 月間ユニーク出品者数と月間ユニーク購入者数は、平成30年1月から平成30年3月までの期間における日本のメルカリ事業の月間ユニーク出品者数及び月間ユニーク購入者数の平均値であります。月間ユニーク出品者数は各月において一回以上出品したことがあるユーザ数、月間ユニーク購入者数は各月において一回以上購入したことがあるユーザ数であります。

## ④ 高い収益性を実現するビジネスモデル

当社グループは、日本事業において既に高い収益性を実現しています。当社単体及び国内子会社の業績を合計した連結日本事業ベースでは、平成28年6月期の営業利益3,136百万円、及び平成29年6月期の営業利益3,600百万円と営業利益が大幅に増加しました。この背景は、一定の事業規模に達するとその後の更なる事業規模拡大に際してコストを適切に管理できるというビジネスモデルにあります。具体的には、当社のコスト構造の相当の割合は広告宣伝費により構成されていますが、一般的にモバイルアプリの初期成長段階では売上高に占める広告宣伝費の割合は高くなるものの、ユーザ基盤が拡大し安定するにつれて広告宣伝費の比率を抑えることが可能になります。当社グループにおいても、当初は、オンライン広告とTVCMを通じて市場プレゼンスの拡大を図ったため、広告宣伝費が収益を圧迫し、連結日本事業ベースで営業損失を計上しました。しかし、日本市場での規模拡大に伴い、コスト効率の高い方法で売上高の急速な成長を実現したことで、連結日本事業

ベースでは採算性を確立しました。主に米国市場及び英国市場への投資を継続した結果、平成29年6月期は引き続き連結ベースで営業損失を計上しましたが、米国・英国の両市場においても採算性確保に向けて取り組んで参ります。

(注) 連結日本事業は、当社、株式会社ソウゾウ及び株式会社メルペイ3社の単体財務諸表を合算した上で、関係会社間取引を相殺したものです。

##### ⑤ イノベーションを推進する経営陣及び企業文化

創業者で代表取締役会長兼CEOである山田進太郎が率いる当社グループの経営陣は、ソーシャルゲームなどの革新的なスタートアップ企業の創設者や経営幹部としての経験、豊富なエンジニアリング経験等を有する多くの起業家により構成されています。当社グループの経営陣は、ソーシャルメディアやモバイルサービスにおいてユーザのエンゲージメントを高め、収益化し、規模を拡大させることに関する豊富な経験を有しています。

当社グループの成功は、当社グループのエンジニアやその他のプロフェッショナル人材の質の高さにも起因しています。これは、当社グループの採用と継続雇用に対する投資や、「Go Bold」、「All for One」、「Be Professional」の3つの行動指針（バリュー）を尊重する企業文化を反映しています。当社グループは、日本及び米国それぞれの現地チームにおいて、経営陣及びその他の主要なプロフェッショナル人材の戦略的な拡大を継続しています。平成29年6月に、John Lagerling（現：当社取締役CBO兼米国子会社CEO）を採用し、米国の組織を強化しています。John Lagerlingは、Facebook社のヴァイスプレジデントとして新規事業開発や渉外業務を担当した経験を有しています。

##### 当社の具体的な経営戦略

###### ① 日本における「メルカリ」の更なる成長

中古品売買の需要は引き続き増加しており、フリマアプリ市場における当社の圧倒的なポジショニングを活用することで、日本における「メルカリ」のユーザ基盤及び流通総額を一層拡大させることができると考えています。例えば、「メルカリ」の登録MAUは平成30年3月において約10.5百万人であり、Facebook、ヤフー、Twitter、LINEなどの既存のオンラインサービスのMAUと比較すると相対的にまだ小さく、また四半期ユニーク購入者数についても、平成30年6月期第3四半期において約5.2百万人と楽天などのオンラインサービスよりも低い水準にあるため、今後の成長余地が大きいと考えています。

更に、当社の依頼により平成30年2月に実施されたニールセンの調査によれば、20代、30代、40代、50代の男女いずれにおいても、「メルカリ」の潜在ユーザの数が、既存のアクティブユーザの数を上回っております。とりわけ、30代、40代、50代の男性、及び40代、50代の女性については、潜在ユーザがアクティブユーザの数を大幅に上回っており、ユーザ基盤の拡大余地が大きいことを示唆しています。

(注) 1. 潜在ユーザは、「メルカリ」を知っているが、過去1ヶ月以内に「メルカリ」を利用しておらず、機能・サービスの改善・追加次第では「メルカリ」を利用したいと回答した個人を集計しております。  
2. 四半期ユニーク購入者数は、四半期において1回以上購入したことがあるユーザ数であります。  
3. アクティブユーザは、過去1ヶ月以内に「メルカリ」を利用したことあると回答した個人を集計しております。

###### (a) ユーザ体験の更なる向上

当社は、「メルカリ」のユーザ基盤及び流通総額を維持及び拡大するために、ユーザ体験の継続的な改善に注力して参ります。当社は、「メルカリ」のサービス開始以来、様々な革新的な機能・サービスを提供することにより、これまで困難だった中古品の売買を、誰もが簡単にできるという新しいユーザ体験を提供してきました。例えば、配送に関しては、ヤマト運輸株式会社や日本郵便株式会社との提携を通じ、QRコードやバーコードを利用した簡単な配送や、個人情報を相手に知られずに取引ができる匿名配送機能を提供して参りました。また一部のユーザ向けに提供を開始している後払いサービスを含む多様な決済手段の開発・提供や、「メルカリチャンネル」、「メルカリNOW」といった新機能の開発・提供を行ってきました。今後も、当社サービスの競争力の更なる向上のため、特にAI等の先端技術への投資に注力し、ユーザ体験の更なる向上を目指して参ります。例えば、画像認識等のAI技術を活用した商品情報の自動入力による出品プロセスの簡略化や、膨大な取引データに基づく適正価格帯の提案を行い、出品転換率の向上を図って参ります。また、ユーザの過去の閲覧履歴等に基づくレコメンデーション機能の提供や検索機能の強化を行うことで、購入転換率の向上を図って参ります。更に、AIや機械学習技術の活用により、利用規約に違反した出品の検知率向上やユーザからの問い合わせへの自動返答等によるカスタマーサポート業務の効率化を目指します。

(b) 女性関連カテゴリー以外の商品カテゴリー強化

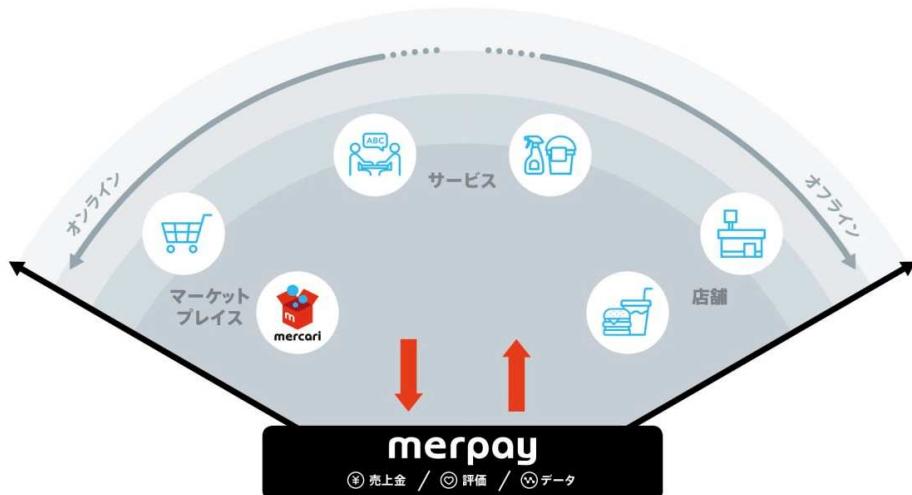
「メルカリ」において、女性関連カテゴリー（「レディース」「ベビー・キッズ」及び「コスメ・美容」）以外の商品カテゴリーを更に成長させることで、ユーザ基盤の拡大に加え、単価や購入頻度の向上による流通総額の拡大を目指して参ります。

平成28年6月期第3四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）と平成30年6月期第3四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）におけるカテゴリー別流通総額を比較すると、女性関連カテゴリーの過去2年間の年平均成長率は45%であるのに対し、それ以外の商品カテゴリーでみると65%にも達しています。今後も、マーケティング施策や特定カテゴリーに特化した機能の開発などにより、女性関連カテゴリー以外の商品カテゴリーの成長を更に促進していきます。

具体的には、TVCNなどのオフライン広告により、特定の商品カテゴリーについてのユーザ認知を拡大して参ります。更に、特定の商品カテゴリーの出品・購入をより簡単・便利にする機能の開発に取り組んで参ります。例えば、平成29年5月には、本・CD・DVD等に最適化されたプラットフォームである「メルカリ カウル」の提供を開始し、バーコード読み取りによる出品の自動化等による出品プロセスの簡略化を実現しました。また平成29年8月には、ブランド品に特化したプラットフォームである「メルカリ メゾンズ」の提供を開始し、商品撮影におけるガイド機能や、価格の自動査定の導入による出品プロセスの効率化を実現しました。当社は、今後も新しい機能・サービスの導入等を通じて、特定の商品カテゴリーの拡大を推進して参ります。

## ② 当社グループのエコシステムの構築

当社グループは、「メルカリ」の有するユーザ基盤を活用し、「メルカリ」のユーザID（メルカリID）を通じてオンライン・オフラインの様々なサービスを連携したエコシステムを構築することにより、更なる成長の実現を企図しております。同エコシステムには、当社グループが提供するサービスに加え、事業提携先のサービスも取り入れ、例えば、C to C及びB to Cのオンラインマーケットプレイス、家事代行や習い事などのオンラインC to Cサービス、オンラインでのショッピングや食事での支払いなど、ユーザの日常生活における様々なニーズに対応していくことを目指します。当社は、エコシステムの基礎となるメルカリIDを通じ、ユーザの取引履歴や評価情報といった貴重なデータの活用、及び当社グループが提供予定の決済プラットフォーム「メルペイ」の利用を可能にしていくことを考えております。「メルペイ」は、様々なサービスにおいて利用可能なモバイル決済機能を提供していくと共に、ユーザの取引履歴・評価情報等の信用情報の活用により、将来的には総合的な金融サービスも提供していくことも視野に入れております。当社グループは、「メルカリ」の高いエンゲージメントを有するユーザ基盤に加え、ユーザが「メルカリ」アカウント上で既に保有している売上金を決済資金の源泉とすることで外部口座からの入金が不要であるという点、及び過去の取引履歴・評価情報といった付加価値の高いデータを有しているという点において、決済事業における他社と差別化された競争優位性を有していると考えております。当社グループは、上記エコシステムを通じ、メルカリIDが日常生活の様々な場面に利用され、ユーザとの接点が拡大することによって、ユーザエンゲージメントが高まるとともに更なるユーザ基盤の強化に繋がると考えております。当社グループは、上記エコシステム構築の第一歩として、シェアサイクルサービスの「メルチャリ」、及びC to Cのスキルシェアサービスの「teacha」の提供を開始いたしました。エコシステムの拡大に向けて、投資先やその他の事業パートナーとの連携についても可能性を探求していきます。



(注) エコシステムは初期的な構想段階にあり、図中に記載があるサービスは将来的に提供される可能性があるサービスの例示です。

## ③ 海外市場への進出

世界中で中古品売買のニーズが高まっている中で、「メルカリ」のユニークな提供価値は、日本のみならず海外においても支持されるものと考えています。当社グループは、投資の規律を意識しつつも、戦略的に海外展開を図っていきます。

当社グループは、海外戦略の第一歩として、平成26年9月に米国事業を開始しました。オールジャンル、モバイルフォーカス、事業者ではなく個人中心のC to Cマーケットプレイスという特徴を活かし、簡単・楽しくかつ安全・安心なユーザ体験を提供することによって、米国市場においてもユニークなポジショニングを実現できるものと考えています。現在、米国のオンラインC to C市場ではeBayがインターネットオークションサービスを提供していますが、同社のサービスはモバイルに特化しておらず、また多くの商業目的の事業者が参加するマーケットプレイスとなっています。また、他の潜在的な競合は、特定の地域を対象としたクラシファイドサービスや、特定の商品カテゴリーのみを対象とするC to Cモバイルアプリなど、「メルカリ」とは異なるビジネスモデルとなっています。

日本において、個人間中古品売買のためのフリマアプリ市場を新たに創り出したことと同じように、当社グループは、米国で「Mercari」を拡大させていける事業機会が存在すると考えています。また、巨大かつ多様性に富む人口基盤を有する米国での成功は、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」という当社グループのミッションを実現する上で重要なマイルストーンであると認識しております。当社グー

の米国事業は着実な成長を遂げており、平成30年3月時点の米国の累計ダウンロード数は37.5百万ダウンロード、平成30年6月期第3四半期の米国の流通総額は60.9百万ドルを達成しています。米国事業の更なる拡大に向けた当社グループの戦略は以下のとおりです。

#### 米国へのユーザーに向けたユーザー体験の最適化

当社グループは、米国へのユーザーのニーズや嗜好をより適切に反映するため、米国の「Mercari」のUI及びUXの改善を行ってきました。平成29年6月にデザインと機能の仕様変更を行い、米国へのユーザーの嗜好を反映してより高度のパーソナライゼーション機能を導入し、様々なカテゴリーをより簡単に検索できるように改良しております。平成30年3月には米国におけるより効果的なブランド認知の構築を目指し、アプリロゴのデザイン変更を含む「Mercari」のリブランディングを行いました。また、米国市場の地理的規模と人口密度を考慮した革新的な配送オプションを提供する方法を模索しています。米国へのユーザーに固有のニーズと嗜好を取り入れることで、「Mercari」のユニークな提供価値を引き続き構築して参ります。

- (注) 1. UI (User Interface) とは、アプリケーションソフトウェアをユーザーが操作する方法を指します。  
2. UX (User Experience) とは、製品、システム、サービスなどの利用を通じてユーザーが得るユーザー体験を指します。

#### 優れたマネジメントメンバーの確保

当社グループは、経営リソースを積極的に米国市場に投下して参りました。平成29年6月には、当社グループの米国戦略を強化するため、Facebook社の経営メンバーであった経歴を持つJohn Lagerlingを雇用しました。当社グループは、事業拡大と米国ユーザーに合わせたローカライゼーションを可能とするべく、現地の優秀な人材を積極的に採用して参ります。

#### 成長段階に応じた規律ある戦略の実行

当社グループの米国事業は投資段階にあり、平成29年6月期において営業利益の計上には至っていません。しかし、当社グループのビジネスモデルの採算性を示した日本事業での実績を踏まえ、米国市場においても採算性の確保に取り組んで参ります。具体的には、米国事業においても一定の事業規模を達成することができれば、米国事業の売上高の範囲内に広告宣伝費などのコストを抑えることができると思っております。

### (4) 会社の対処すべき課題

#### ① サービスの安全性及び健全性の確保

Eコマースサービスやソーシャルメディア等の普及について、インターネット上のサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社グループは、安全・安心な取引の場を提供するため、サービスの安全性・健全性確保を最重要課題として、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等に継続的に取り組んで参ります。

#### ② 優秀な人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働く環境や仕組みの整備・運用を進めて参ります。今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

#### ③ 技術力の強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、サービス提供に係るシステムを安定的に稼働させることが事業運営上重要であると認識しております。出品数の増加に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等、継続的にシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

また、先端技術への投資に注力し、更なるユーザー体験の向上に取り組んで参ります。例えば、過去の取引履歴や評価情報等の膨大なデータを元にしたAIや機械学習技術の活用により、サービスの利便性向上や、安全性及び健全性の維持・強化を推進して参ります。更に、自動翻訳による異なる言語間での取引の推進や、ブロックチェーン、VR/AR、量子コンピュータ、IoT（モノのインターネット）などの先端技術への投資を行う等、技術力の強化に向けて取り組んで参ります。

#### ④ 海外展開への対応

当社グループは世界中の人々の消費行動の変化を背景とした中古品市場の拡大に対応し、投資の規律を意識しつつも積極的に海外展開を図っていく方針であります。

平成26年1月に米国に設立した連結子会社Mercari, Inc. 及び平成27年11月に英国に設立した連結子会社Mercari Europe Ltdにおいては、当社グループが保有するノウハウの移管を推し進め、ユーザの獲得を進めて参ります。これまで日本で蓄積したプロダクトとマーケティングのノウハウを活かしながら、各地域のユーザ特性とニーズにあわせてサービスをカスタマイズし、まずはユーザ数の拡大を目指していく方針です。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### ① 業界の成長性について

当社グループは、個人間で簡単かつ安全に中古品を売買できるC to Cマーケットプレイス「メルカリ」を開設しております。近年の中古品市場の世界的な広がり、また、スマートフォンの高機能化及び普及拡大、Eコマース（電子商取引）市場の拡大等を背景として、当社グループが展開するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」の流通総額、ユーザ数等は順調に拡大を続けており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。

しかしながら、中古品市場やEコマースを制限するような法規制、景気動向、個人の嗜好等の変化等により、当該市場の成長が鈍化し、それに伴い当社グループの売上の大部分を占めるC to Cマーケットプレイス「メルカリ」全体の流通総額や当社グループが注力する商品カテゴリの流通総額が順調に拡大しない場合、これらの要因によりユーザ離れが起きたり、当社グループのビジネスモデルを長期的に維持できない場合、又は当社グループが提供するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」以外のサービスが順調に成長しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 競合について

現在、多くの企業がスマートフォンを利用したC to Cサービスに参入しており、商品カテゴリーやサービス形態も多岐に渡っております。また、インターネットオークションやリサイクルショップも存在しており、中古品市場の競争環境は厳しさを増しております。

当社グループは、今後とも顧客ニーズへの対応を図り、サービスの充実に結び付けていく方針ではありますが、これらの取り組みが予測通りの成果をあげられない場合や、より魅力的・画期的なサービスやより競争力のある条件でサービスを提供する競合他社の出現により、当社グループが提供するサービスのユーザ離れ、出品の減少、手数料水準の低下等につながる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 法的規制について

当社グループが展開するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」においては、出品者が商品を販売して得られる売上金でポイントを購入し、当該ポイントで商品を購入することを可能としています。そのため、当社は、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）の第三者型前払式支払手段の発行者として内閣総理大臣による登録を受けており、同法、関連政令、内閣府令等の関連法令を遵守して業務を行っております。なお、現状において取消事由となる様な事象は発生しておりません。

許認可等の名称	第三者型前払式支払手段発行者登録
所管官庁等	金融庁
取得年月	平成29年11月
許認可等の内容	関東財務局長 第00704号
有効期限	一
取消事由	資金決済法第27条

また、当社グループが展開する即時買取サービス「メルカリNOW」に関して、株式会社ソウゾウは、東京都公安委員会から古物営業法の古物商許可を取得しております。

米国においては、決済関連の規制対応のため、必要とされる州においてMoney Transmitter Licenseの申請を行っており、38州において既に取得が完了しております。英国においては決済関連の規制対応のため、Merpay Ltd を設立し、同社がe-money licenseを取得しております。また、株式会社メルペイは、資金決済法上の資金移動業者として登録を受けております。

また、平成29年3月より、当社の平成27年6月期及び平成28年6月期の2事業年度につき、法人税及び消費税を対象とした税務調査が行われましたが、当該税務調査に関連して更正通知を受ける見込みです。当該更正通知を受けた場合にはその内容を踏まえて対応を検討する所存ですが、更正通知の内容を前提とした調査対象年度に係る影響については、既に平成29年6月期において見積計上しているため、将来の業績への影響は軽微であります。

当社グループは、税務当局を含む規制当局の動向及び既存の法規制の改正動向等を踏まえ、適切に対応しておりますが、かかる動向を全て事前に正確に予測することは不可能又は著しく困難な場合もあり、当社グループがこれに適時かつ適切に対応できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが、これらの法規制等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、及び新たな法規制の適用又は規制当局の対応の重要な変更等により、当社グループが展開するCtoCマーケットプレイス「メルカリ」の運営又はその他の既存若しくは新規の事業展開に何らかの制約が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 自然災害等について

大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限、配達網の分断、混乱等の不測の事態が発生した場合には、当社グループによるサービス提供に支障が生じる可能性があり、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に支障をきたす可能性があります。

## (2) 事業に関するリスク

### ① サービスの健全性の維持について

当社グループが展開するサービスは、取引の場であるプラットフォームを提供することをその基本的性質としております。このため、当社グループでは、プラットフォームの健全性確保のため、サービス内における禁止事項を明記するとともに、監視・通報制度の整備やブランド等の権利者との連携等により、偽造品その他の出品禁止物の排除に努めております。また、当社グループは、ユーザとの関係で売買契約又は役務提供契約の当事者とはならず、また、サービスの利用規約においても、ユーザ間で生じたトラブルについて、当社グループは責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めております。

しかしながら、当社グループのサービスにおいて、第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合や、サービス内の不適切な行為を取り締まることができないことにより、プラットフォームの安全性及び健全性が確保できない場合には、当社グループ又は当社グループが提供するサービスに対する信頼性が低下し、ユーザ離れにつながる可能性があります。更に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループもプラットフォームを提供する者としての責任を問われた場合、当社グループの企業イメージ、信頼性の毀損、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 海外展開に関するリスク

当社グループは、収益機会の拡大に向けて米国及び英国でもCtoCマーケットプレイス「Mercari」を展開しております、今後とも海外展開の強化を図っていく予定であります。

他方、海外展開にあたっては、広告宣伝費や人件費等の投資を今後も相当規模で行う可能性があります。また、言語、地理的要因、法制・税制を含む各種規制、経済的・政治的不安、文化・ユーザの嗜好・商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材の確保の困難性、及び展開国において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在します。当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの海外展開に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ システムについて

当社グループが展開するCtoCマーケットプレイス「メルカリ」の利用に際しては、ユーザのインターネット及びモバイルネットワークへのアクセス環境が不可欠であると共に、当社グループのITシステムも重要となります。

当社グループは、システムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、万が一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。

しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピュータウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な要因によってシステムがダウンした場合や、当社グループのシステム外でユーザのアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、サービスの安定稼働及び事業成長のために、継続的にシステムインフラ等への設備投資が必要となります。当社グループの想定を上回る急激なユーザ又はトラフィックの拡大や、セキュリティ強化その他の要因によるシステム対応強化が必要となった場合、追加投資等を行う可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 訴訟等の可能性について

ユーザによる違法行為やトラブル、第三者の権利侵害があった場合等には、当社グループに対してユーザその他の第三者から訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

一方、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合には、訴訟等による当社グループの権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。

このような場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

## ⑤ 知的財産権に関するリスク

当社グループは、当社グループが運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社グループが使用する商標・技術・コンテンツ等についての保護を図っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者の侵害から保護されない場合、又は知的財産権の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用する技術・コンテンツについて、知的財産権の侵害を主張され、当該主張に対する防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## ⑥ 事業基盤の拡充について

当社グループは、今後、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するため、メルカリIDにより統合された当社グループのエコシステムの構築を含め、事業基盤の拡充や新規事業に取り組んでいく方針であります。

エコシステム構築に向けた取り組みの一環として、当社グループでは、平成30年2月にはシェアサイクルサービス「メルチャリ」、平成30年4月には個人間のスキルシェアサービス「teacha」を開始しており、今後もその他の新規サービスの開始や第三者のサービスの導入等を行う可能性がありますが、エコシステムの構想はいまだ初期段階であり、競合するサービスとの競争、収益性、規制上のリスク、オペレーションへの負荷、レビューションへの影響等、不確定要素が多く存在するため、当社グループの想定通りにエコシステム構築が進捗しない可能性や、当社グループがエコシステムを構築した場合にもエコシステムから十分な利益を得ることができない可能性があります。

また、平成29年11月に即時買取サービスである「メルカリNOW」を開始し、足許では限定的な事業展開を行っておりますが、「メルカリNOW」においては株式会社ソウゾウが買主となって買取りを行うため、将来的に規模が拡大した場合には在庫リスク等の本サービス固有のリスクが発生する可能性があります。また株式会社メルペイでは資金移動業登録を行い、将来的に金融関連事業を展開することを検討しておりますが、現在は構想段階であり具体的な事業の開始には至っておらず、今後提供するサービスの内容や性質等に応じて固有のリスクが発生する可能性があります。

事業基盤の拡充や新規事業については、既存サービスとのシナジー・リスク等について企画及び開発段階において十分な検討を行うことによりリスク低減を図る方針であります。また、これら事業基盤の拡充及び新規事業展開に際しては、M&A、ジョイント・ベンチャー、資本業務提携及び投資活動も有効な手段であるものと認識しております、今後検討を実施していく方針であります。

事業基盤の拡充及び新規事業展開においては、不確定要素が多く存在することから、当社グループがこれらを実施する場合には、当社グループの想定通りに進捗しない、期待するシナジーが得られない又は法的若しくは事業上の新たなリスク要因が発生する等の可能性があります。また、想定外の費用・のれんの減損等の負担や損失計上が発生し又はこれらの取り組みに付随した追加投資が必要となる可能性があります。更に、M&A等については、デュー・ディリジェンスの限界等から想定外の事象が発生するリスクを有しており、これらに起因して当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において、M&A等について具体的な計画はありません。

## ⑦ 第三者への依存について

当社グループは、ユーザーにスマートフォン向けアプリを提供していることから、Apple Inc. 及びGoogle Inc. が運営するプラットフォームを通じてアプリを提供することが現段階の当社グループの事業にとって重要な前提条件となっております。また、当社グループは、ユーザーの決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ決済、ATM決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しています。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社グループとの関係等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、商品の配送についてヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社等の配送業者に依存していることから、今後これらの配送業者について取引条件の変更、事業方針等の見直し及び配送状況の変化等があった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 会社組織に関するリスク

#### ① 人材に関するリスク

当社グループは、当社グループ全体の事業戦略の立案及び実行について、当社グループの経営陣に相当程度依存しており、かかる経営陣が欠けた場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが今後とも企業規模を拡大し社会に求められるサービスを提供していくためには、スマートフォンのアプリ開発、設計等に関する技術的な専門性を有する人材をはじめ、コーポレート部門やカスタマーサポート部門においても、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を確保することが必要不可欠であります。また、海外展開においては、現地の市場動向・ビジネスに精通した人材を確保していく必要があります。

当社グループは、規模拡大やサービス向上に必要な優秀な人材の確保のため、今後もより一層積極的な採用活動を行っていく予定ではありますが、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、想定通りの採用が進まない等優秀な人材の獲得が困難となる場合や、現在在職する人材の社外への流出が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 事業体制及び内部管理体制について

当社は平成25年2月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、当社グループの事業体制及び内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。事業規模に適した事業体制及び内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは法令に基づき財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し、運用していますが、内部統制システムのもとで当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制システムに本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

#### ③ 個人情報の管理について

CtoCマーケットプレイス「メルカリ」のサービス展開にあたっては、住所、氏名、電話番号等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を定め、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。

当社グループは、利用者のプライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、適切な情報管理を行っておりますが、何らかの理由で利用者のプライバシー又は個人情報が漏えいする可能性や不正アクセス等による情報の外部への漏えいやこれらに伴う悪用等の可能性は皆無とは言えず、そのような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが事業を運営する各法域における利用者のプライバシー及び個人情報の保護に係る法規制に改正等があった場合にも、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 経営成績及び財政状態等について

#### ① 社歴が浅いことについて

当社は平成25年2月に設立されており、設立後の経過期間は5年程度と社歴の浅い会社であります。また、過年度の連結業績については、事業立ち上げ段階であったことや米国での赤字計上等により親会社株主に帰属する当期連結純損失を計上しており、将来連結ベースでの黒字化を適時に達成できる保証はありません。また、当社グループは急速な成長過程にあるため、過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

また、流通総額、登録MAUその他の指標については、当社グループ内において合理的と考える方法により算定したものであり、他社との比較可能性が必ずしもあるとは限らないことに加えて、上記のような事情から過去の数値が今後の動向を判断する材料としては不十分な可能性があります。また、海外事業については未だ投資段階であることからこれらの数値自体が限定的なものとなっています。

#### ② 継続的な投資について

当社グループは、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのユーザを獲得し、また既存のユーザを維持していくことが必要であると考え、会社設立以降積極的に広告宣伝等にコストを投下してきており、今後も継続して国内外における広告宣伝等を進めていく方針であります。

しかしながら、広告宣伝効果が十分に得られない場合やコスト上昇等が生じた場合、投資が想定よりも長期に及ぶことにより計画通りの収益が得られない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 海外連結子会社の業績について

当社グループは、平成26年1月に米国にて連結子会社であるMercari, Inc.を、平成27年11月に英国にてMercari Europe Ltdを設立し、米国及び英国にてCtoCマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。米国においては、平成26年9月にサービスを開始し、平成28年10月に商品の購入代金に応じた手数料の徴収を開始いたしました。

有料化後も、サービスの更なる発展やユーザ層の拡大のための投資により、一定期間においては赤字計上の継続を想定しておりますが、想定通りに事業拡大が進捗せず、継続的な広告宣伝費用や追加投資その他の負担により米国及び英国における赤字計上が想定よりも長期に及ぶ若しくは拡大する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼし、短期的な連結業績における損失計上額が拡大する可能性があります。

#### ④ 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

### (5) その他

#### ① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは取締役、監査役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しているほか、今後も優秀な人材確保のため新株予約権その他のエクイティ・インセンティブプランを発行する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社株式が新たに発行又は交付されることにより、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があるとともに、かかる株式が一度に大量に市場へ流入することとなった場合には、適切な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。本書提出日現在でこれらの新株予約権に係る潜在株式数は24,516,570株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計141,688,392株の17.3%に相当します。

#### ② 資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費及び借入金の返済等に充当する予定です。しかし、当社グループが属する業界は急速に事業環境が変化することも考えられ、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性があります。

## 5 【経営上重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社は平成29年12月に、社会実装を目的として、研究開発組織であるmercari R4Dを設立いたしました。R4Dでは①外部の企業・教育機関など共同研究パートナーによる基礎・応用研究、②R4Dによる研究開発・実装、③当社及び当社グループでの事業化といった取組みにより、それぞれの組織の強みを活かし、スピーディーな研究開発と社会実装を目指します。なお、第6期第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は50百万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第5期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

#### ① 資産

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ29,026百万円増加し、54,489百万円となりました。これは主に、新規借入により現金及び預金が27,039百万円増加したものによるものであります。

#### ② 負債

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ33,005百万円増加し、50,072百万円となりました。これは主に、流通総額増加によるユーザーへの未払金増加に伴い未払金が9,832百万円、新規借入により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が18,890百万円、短期借入金が2,453百万円増加したことによるものであります。

#### ③ 純資産

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3,978百万円減少し、4,416百万円となりました。これは主に、利益剰余金が4,207百万円減少したことによるものであります。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

#### ① 資産

当第3四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5,762百万円増加し、60,252百万円となりました。これは主に、新規借入により現金及び預金が2,721百万円増加したことによるものであります。

#### ② 負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ4,262百万円増加し、54,335百万円となりました。これは主に、短期借入金が1,625百万円減少した一方で、新規借入の実施により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が3,497百万円増加したことによるものであります。

#### ③ 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,499百万円増加し、5,916百万円となりました。これは主に、利益剰余金が3,434百万円減少した一方で、新規の第三者割当增资等により資本金及び資本準備金が5,006百万円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

第5期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

#### ① 売上高

当連結会計年度における売上高は、22,071百万円となりました。これは主に流通総額が増加したことによるものであります。

#### ② 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、2,720百万円となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

#### ③ 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、22,126百万円となりました。これは主に広告宣伝費14,196百万円によるものであり、この結果、営業損失は2,775百万円となりました。

#### ④ 営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外収益は主に為替差益の計上により27百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により31百万円となり、この結果、経常損失は2,779百万円となりました。

⑤ 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

投資有価証券評価損により、特別損失247百万円の計上があったため税金等調整前当期純損失は3,026百万円となり、法人税等合計1,180百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は4,207百万円となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

① 売上高

当第3四半期連結累計期間における売上高は、26,147百万円となりました。これは主に流通総額が増加したことによるものであります。

② 売上原価

当第3四半期連結累計期間における売上原価は、4,560百万円となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、23,483百万円となりました。これは主に広告宣伝費12,853百万円によるものであり、この結果、営業損失は1,896百万円となりました。

④ 営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外収益は主に受取保険金により28百万円、営業外費用は主に支払利息により84百万円となり、この結果、経常損失は1,951百万円となりました。

⑤ 特別損益、親会社株主に帰属する四半期当期純利益

投資有価証券評価損により、特別損失193百万円の計上があったため税金等調整前四半期純損失は2,145百万円となり、法人税等1,289百万円の計上により、親会社株主に帰属する四半期純損失は3,434百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、前記「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、国際事業展開、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

### 第3【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第5期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度において実施した設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は255百万円であり、主に本社事務所拡張によるものであります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却等はありません。

第6期第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は199百万円であり、主にパソコンの購入及び仙台のカスタマーサポートセンターの移転によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間におきまして重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成29年6月30日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社	東京都港区	業務設備	152	66	1	—	220	205(7)
カスタマーサポートセンター	宮城県仙台市青葉区	業務設備	0	9	—	—	9	176(4)
カスタマーサポートセンター	福岡県福岡市博多区	業務設備	5	14	—	—	19	19(—)

##### (2) 国内子会社

平成29年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
㈱ソウゾウ	本社 (東京都港区)	事務所設備	—	9	—	—	9	60(5)

##### (3) 在外子会社

平成29年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Mercari, Inc.	本社 (米国カリフォルニア州サンフランシスコ市)	事務所設備	—	29	—	—	29	108(—)
Mercari Europe Ltd	本社 (英国ロンドン市)	事務所設備	—	25	—	—	25	28(—)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は355百万円であります。
3. 現在休止中の設備はありません。
4. 従業員数の( )は臨時雇用者数を外書しております。
5. 当社グループは、フリマアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成30年3月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	459, 250, 000
計	459, 250, 000

(注) 平成29年9月29日開催の定時株主総会において、平成29年10月20日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は432, 902, 278株増加し、459, 250, 000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	117, 171, 822	非上場	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	117, 171, 822	—	—

- (注) 1. 株主からの取得請求権行使に基づき、平成29年7月2日付でA種優先株式1, 500, 000株、B種優先株式1, 611, 400株、C種優先株式1, 073, 000株、D種優先株式781, 247株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ1, 500, 000株、1, 611, 400株、1, 073, 000株、781, 247株交付しております。また、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は103, 331, 619株増加し、114, 812, 910株となっております。
3. 平成29年9月29日開催の定時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。また、同日の定時株主総会において、平成29年10月20日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 平成29年8月31日、平成29年11月1日及び平成30年2月28日付の新株予約権の行使、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づく、平成30年3月13日付の第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式総数は2, 360, 287株増加し、117, 171, 822株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

最近事業年度末現在におきまして、第2回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）、付与数945個について、全新株予約権が放棄されております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年8月13日取締役会決議）、付与数400, 000株については、権利行使によりすべて株式に転換されております。

第6回新株予約権（平成26年8月19日取締役会決議）、付与数25, 000個については、全新株予約権が放棄されております。

第7回新株予約権（平成26年12月12日取締役会決議）、付与数10, 000個については、全新株予約権が放棄されております。

第17回新株予約権（平成27年11月27日取締役会決議）、付与数30, 000個については、全新株予約権が放棄されております。

① 第1回新株予約権 平成25年5月6日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	1,385	1,385
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	138,500 (注) 1、2	1,385,000 (注) 1、2、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5 (注) 1、3	1 (注) 1、3、4
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月8日 至 平成35年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5 (注) 1 資本組入額 2.5 (注) 1	発行価格 1 (注) 1、4 資本組入額 0.5 (注) 1、4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 (2) その他、新株予約権の行使条件は「第1回新株予約権の要項」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」とする。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式による割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割又は株式併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

新株予約権発行の日以降、株式分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとしております。

また、新株予約権発行の日以降、株式分割又は調整前行使価額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株引受権又は新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1\text{株当たり発行又は処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行が行われる場合、調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合にその日に、発行される証券のすべての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日以降これを適用するものとしております。

行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後対象株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前対象株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、対象株式数は適切に調整されるものとしております。

4. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	2,495	2,495
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	249,500 (注) 1、2	2,495,000 (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200 (注) 1、3	20 (注) 1、3、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月28日 至 平成35年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 (注) 1 資本組入額 100 (注) 1	発行価格 20 (注) 1、6 資本組入額 10 (注) 1、6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。但し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（行使価額の調整）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 会社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

(3) 本項(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項(2)に基づく調整は行われないものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

#### 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整された再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の要項第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。

#### 6. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第4回新株予約権 平成26年1月31日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000 (注) 1、2	100,000 (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200 (注) 1、3	20 (注) 1、3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年2月1日 至 平成36年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 (注) 1 資本組入額 100 (注) 1	発行価格 20 (注) 1、6 資本組入額 10 (注) 1、6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1～6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の(注) 1～6. に記載のとおりであります。

④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	169,600	169,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	169,600（注）2	1,695,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月21日 至 平成36年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

⑤ 第8回新株予約権 平成26年12月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	196,000	196,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	196,000（注）2	1,960,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月23日 至 平成36年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑥ 第9回新株予約権 平成26年12月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	75,200	75,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,200（注）2	752,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月22日 至 平成36年12月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑦ 第10回新株予約権 平成27年2月13日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	94,500	94,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	94,500（注）2	944,500（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑧ 第11回新株予約権 平成27年2月13日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	5,000	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000（注）2	50,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑨ 第12回新株予約権 平成27年6月26日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	160,000	154,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160,000（注）2	1,540,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月28日 至 平成37年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑩ 第13回新株予約権 平成27年6月26日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	69,500	67,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	69,500（注）2	675,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月27日 至 平成37年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑪ 第14回新株予約権 平成27年8月21日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	98,650	98,550
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	98,650（注）2	985,500（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月23日 至 平成37年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑫ 第15回新株予約権 平成27年8月21日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	2,500	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500（注）2	25,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）3	20（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月23日 至 平成36年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	発行価格 20（注）6 資本組入額 10（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑬ 第16回新株予約権 平成27年11月27日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	21,000	21,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000（注）2	210,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	235（注）3	24（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月29日 至 平成37年11月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 235 資本組入額 117.5	発行価格 24（注）6 資本組入額 12（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑭ 第18回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	50,950	50,490
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,950（注）2	504,900（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑮ 第19回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）2	3,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑯ 第20回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	6,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,000（注）2	10,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年2月13日 至 平成38年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑰ 第21回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	80,000	80,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000（注）2	800,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑯ 第22回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	52,581	52,581
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	52,581（注）2	525,810（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑰ 第23回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	10,000	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）2	100,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月25日 至 平成38年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

② 第24回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	4,000	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000（注）2	40,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,018（注）3	102（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,018 資本組入額 509	発行価格 102（注）6 資本組入額 51（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

② 第25回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	37,455	36,045
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,455（注）2	360,450（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,320（注）3	332（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年9月1日 至 平成38年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	発行価格 332（注）6 資本組入額 166（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉒ 第26回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	24,000	24,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,000（注）2	240,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,320（注）3	332（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年9月1日 至 平成38年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	発行価格 332（注）6 資本組入額 166（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「㉒ 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「㉔ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉓ 第27回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	10,000	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）2	70,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,320（注）3	332（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月31日 至 平成38年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	発行価格 332（注）6 資本組入額 166（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「㉒ 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「㉔ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉔ 第28回新株予約権 平成28年12月13日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	2,900	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,900（注）2	15,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,320（注）3	332（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月15日 至 平成38年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	発行価格 332（注）6 資本組入額 166（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉕ 第29回新株予約権 平成28年12月13日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	13,800	9,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,800（注）2	99,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,320（注）3	332（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月15日 至 平成38年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	発行価格 332（注）6 資本組入額 166（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉙ 第30回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	32,012	31,029
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	32,012（注）2	310,290（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月25日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉚ 第31回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	7,925	7,925
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,925（注）2	79,250（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月25日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉙ 第32回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	12,200	11,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,200（注）2	117,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月24日 至 平成39年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

㉚ 第33回新株予約権 平成29年3月10日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	8,000	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注）2	80,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年3月12日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑩ 第34回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	303,500	301,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	303,500（注）2	3,014,800（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

⑪ 第35回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	179,900	177,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	179,900（注）2	1,779,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

③ 第36回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	213,680	213,232
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	213,680（注）2	2,132,320（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月23日 至 平成39年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

③ 第37回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	4,600	4,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,600（注）2	45,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,525（注）3	353（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,525 資本組入額 1,762.5	発行価格 353（注）6 資本組入額 176.5（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）2、3、5、6. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5、6. に記載のとおりであります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

④ 第38回新株予約権 平成29年11月28日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	—	1,331,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	1,331,250（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	853（注）3、6
新株予約権の行使期間	—	自 平成31年11月30日 至 平成39年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 853（注）6 資本組入額 426.5（注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

(注) 2、3、5. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5. に記載のとおり  
であります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

6. 本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、(i)会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、又は(ii)会社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、会社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、(i)における募集株式1株あたりの公募価格と、(ii)における募集株式1株あたりの払込金額（募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額）のうち、最も高い金額に調整されるものとしております。

㊱ 第39回新株予約権 平成30年3月12日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	—	42,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	42,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	2,150（注）3、6
新株予約権の行使期間	—	自 平成32年3月14日 至 平成40年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 2,150（注）6 資本組入額 1,075（注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）2、3、5. 「② 第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議」の（注）2、3、5. に記載のとおり  
であります。

4. 「④ 第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議」の（注）4に記載のとおりであります。

6. 「⑩ 第38回新株予約権 平成29年11月28日取締役会決議」の（注）6に記載のとおりであります。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成25年2月1日 (注) 1	普通株式 40,000	普通株式 40,000	20	20	—	—
平成25年3月29日 (注) 2	普通株式 20,000	普通株式 60,000	5	25	5	5
平成25年6月3日 (注) 3	普通株式 5,000	普通株式 65,000	25	50	25	30
平成25年8月30日 (注) 4	A種優先株式 11,000	普通株式 65,000 A種優先株式 11,000	110	160	110	140
平成26年3月28日 (注) 5	B種優先株式 16,114	普通株式 65,000 A種優先株式 11,000 B種優先株式 16,114	725	885	725	865
平成26年4月30日 (注) 6	普通株式 6,435,000 A種優先株式 1,089,000 B種優先株式 1,595,286	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,100,000 B種優先株式 1,611,400	—	885	—	865
平成26年9月10日 (注) 7	C種優先株式 458,000	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,100,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 458,000	503	1,388	503	1,368
平成26年9月30日 (注) 8	C種優先株式 615,000	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,100,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000	676	2,065	676	2,045
平成27年7月14日 (注) 9	A種優先株式 400,000	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000	40	2,105	40	2,085

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成28年3月2日 (注) 10	D種優先株式 781,247	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	4,179	6,285	4,179	6,265
平成28年6月30日 (注) 11	普通株式 14,269	普通株式 6,514,269 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	1	6,286	1	6,266
平成29年7月2日 (注) 12	A種優先株式 △1,500,000 B種優先株式 △1,611,400 C種優先株式 △1,073,000 D種優先株式 △781,247 普通株式 4,965,647	普通株式 11,479,916	—	6,286	—	6,266
平成29年8月31日 (注) 13	普通株式 1,375	普通株式 11,481,291	0	6,286	0	6,266
平成29年10月20日 (注) 14	普通株式 103,331,619	普通株式 114,812,910	—	6,286	—	6,266
平成29年11月1日 (注) 15	普通株式 20,830	普通株式 114,833,740	1	6,287	1	6,267
平成30年2月28日 (注) 16	普通株式 12,500	普通株式 114,846,240	2	6,289	2	6,269
平成30年3月13日 (注) 17	普通株式 2,325,582	普通株式 117,171,822	2,500	8,789	2,500	8,769

(注) 1. 会社設立

発行価格 500円  
資本組入額 500円

2. 有償第三者割当

主な割当先 株式会社suadd、山田進太郎、富島寛、他2名

発行価格 500円  
資本組入額 250円

3. 有償第三者割当

割当先 イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合  
発行価格 10,000円  
資本組入額 5,000円

4. 有償第三者割当

割当先 ユナイテッド株式会社

発行価格 20,000円

資本組入額 10,000円

5. 有償第三者割当

主な割当先 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、他3社と1名

発行価格 90,000円

資本組入額 45,000円

6. 平成26年4月15日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日付で1株を100株とする株式分割を行っております。

7. 有償第三者割当

主な割当先 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、他2社

発行価格 2,200円

資本組入額 1,100円

8. 有償第三者割当

主な割当先 WiL Fund I, L.P.、他1社

発行価格 2,200円

資本組入額 1,100円

9. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものであります。

10. 有償第三者割当

主な割当先 三井物産株式会社、株式会社日本政策投資銀行、他5社と2名

発行価格 10,700円

資本組入額 5,350円

11. 新株予約権の行使によるものであります。

12. 当社は平成29年7月2日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

13. 新株予約権の行使によるものであります。

14. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

15. 新株予約権の行使によるものであります。

16. 新株予約権の行使によるものであります。

17. 有償第三者割当

割当先 日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、ヤマト運輸株式会社

発行価格 2,150円

資本組入額 1,075円

## (5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	13	2	4	10	30	—
所有株式数(単元)	—	23,364	—	513,481	92,476	1,896	540,494	1,171,711	722
所有株式数の割合(%)	—	1.99	—	43.83	7.89	0.16	46.13	100.00	—

- (注) 1. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は103,331,619株増加し、114,812,910株となっております。
2. 平成29年9月29日開催の定時株主総会決議により、平成29年10月20日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 平成29年8月31日、平成29年11月1日及び平成30年2月28日付の新株予約権の行使、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づく、平成30年3月13日付の第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式総数は2,360,287株増加し、117,171,822株となっております。

## (6) 【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 117,171,100	1,171,711	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 722	—	—
発行済株式総数	117,171,822	—	—
総株主の議決権	—	1,171,711	—

- (注) 1. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は103,331,619株増加し、114,812,910株となっております。
2. 平成29年9月29日開催の定時株主総会決議により、平成29年10月20日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 平成29年8月31日、平成29年11月1日及び平成30年2月28日付の新株予約権の行使、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づく、平成30年3月13日付の第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式総数は2,360,287株増加し、117,171,822株となっております。

## ②【自己株式等】

平成30年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 平成25年5月6日取締役会決議

決議年月日	平成25年5月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任及び退任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名、当社子会社従業員1名となっております。

第3回新株予約権 平成25年12月27日取締役会決議

決議年月日	平成25年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員11名となっております。

第4回新株予約権 平成26年1月31日取締役会決議

決議年月日	平成26年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第5回新株予約権 平成26年8月19日取締役会決議

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 57
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員43名、当社子会社従業員1名となっております。

第8回新株予約権 平成26年12月12日取締役会決議

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任及び退任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員1名となっております。

第9回新株予約権 平成26年12月12日取締役会決議

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社子会社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役退任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員3名となっております。

第10回新株予約権 平成27年2月13日取締役会決議

決議年月日	平成27年2月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 92
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員76名、当社子会社従業員1名となっております。

第11回新株予約権 平成27年2月13日取締役会決議

決議年月日	平成27年2月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第12回新株予約権 平成27年6月26日取締役会決議

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第13回新株予約権 平成27年6月26日取締役会決議

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 当社子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員5名となっております。

第14回新株予約権 平成27年8月21日取締役会決議

決議年月日	平成27年8月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 105
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更、当社から子会社への転籍及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員88名、当社子会社従業員1名となっております。

第15回新株予約権 平成27年8月21日取締役会決議

決議年月日	平成27年8月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第16回新株予約権 平成27年11月27日取締役会決議

決議年月日	平成27年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第18回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 152
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役 1名、当社従業員134名となっております。

第19回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員1名となっております。

第20回新株予約権 平成28年2月12日取締役会決議

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員1名となっております。

第21回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第22回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役退任による区分変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名となっております。

第23回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役退任による区分変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当子会社従業員1名となっております。

第24回新株予約権 平成28年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第25回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

決議年月日	平成28年8月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 268
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社従業員238名となっております。

第26回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

決議年月日	平成28年8月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、当社子会社従業員1名となっております。

第27回新株予約権 平成28年8月30日取締役会決議

決議年月日	平成28年8月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員3名となっております。

第28回新株予約権 平成28年12月13日取締役会決議

決議年月日	平成28年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 当社子会社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社子会社従業員2名となっております。

第29回新株予約権 平成28年12月13日取締役会決議

決議年月日	平成28年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 当社子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。

第30回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

決議年月日	平成29年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 353
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社従業員324名となっております。

第31回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

決議年月日	平成29年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、当社子会社従業員1名となっております。

第32回新株予約権 平成29年2月23日取締役会決議

決議年月日	平成29年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員4名となっております。

第33回新株予約権 平成29年3月10日取締役会決議

決議年月日	平成29年3月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

第34回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

決議年月日	平成29年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 449 当社子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員431名、当社子会社従業員1名となっております。

第35回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

決議年月日	平成29年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役退任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員24名、当社子会社従業員1名となっております。

第36回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

決議年月日	平成29年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社子会社従業員 21
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任及び退任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社従業員18名となっております。

第37回新株予約権 平成29年6月22日取締役会決議

決議年月日	平成29年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 当社子会社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社子会社従業員9名となっております。

第38回新株予約権 平成29年11月28日取締役会決議

決議年月日	平成29年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 570
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社従業員567名となっております。

第39回新株予約権 平成30年3月12日取締役会決議

決議年月日	平成30年3月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	—

(注) 当社は平成29年7月2日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づき上記の自己株式を消却しております。

### 3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しております、今後の株主への剩余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剩余金の配当を行う場合は、年1回の剩余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剩余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剩余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (代表取締役)	会長兼CEO	山田 進太郎	昭和52年9月21日生	平成13年8月 有限会社ウノウ設立代表取締役 平成17年2月 同社をウノウ株式会社へ商号変更 平成22年9月 Zynga Japan株式会社ゼネラルマネージャー 平成24年6月 株式会社suadd設立代表取締役（現任） 平成25年2月 株式会社コウゾウ（現当社）設立代表取締役社長 平成26年3月 Mercari, Inc. Director（現任） 平成27年9月 株式会社ソウゾウ取締役（現任） 平成27年11月 Mercari Europe Ltd Director（現任） 平成28年4月 Merpay Ltd Director（現任） 平成29年4月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）	(注) 3	38,342,730
取締役	社長兼COO Corporate Division長	小泉 文明	昭和55年9月26日生	平成15年4月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）入社 平成18年12月 株式会社ミクシィ入社 平成20年6月 同社取締役 平成24年6月 株式会社フリークアウト（現株式会社フリークアウト・ホールディングス）社外監査役 平成24年7月 ラクスル株式会社社外監査役 平成25年12月 株式会社trippiece社外取締役 平成25年12月 当社入社 平成26年3月 当社取締役 Corporate Division長 平成26年3月 株式会社アカツキ社外監査役（現任） 平成27年9月 株式会社ソウゾウ取締役 平成28年2月 BASE株式会社社外取締役（現任） 平成29年4月 当社取締役社長兼COO Corporate Division長（現任）	(注) 3	46,730
取締役	CPO Product Division長	濱田 優貴	昭和58年4月7日生	平成16年5月 株式会社サイプリッジ（現サイプリッジグループ株式会社）設立代表取締役副社長 平成26年11月 当社入社 平成27年1月 当社執行役員 平成28年2月 当社執行役員 Product Division長 平成28年3月 当社取締役CPO Product Division長（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	CBO	John Lagerling	昭和51年7月19日生	平成14年5月 NTTドコモ株式会社入社 平成18年11月 Google, Inc. Strategic Partner Development Manager, Head of Mobile Business and Product, Japan & Asia-Pacific 平成21年5月 AdMob, Inc. Vice President and General Manager for Japan and Korea 平成22年5月 Google, Inc. Senior Director Android Global Partnerships 平成26年5月 Facebook, Inc. VP Business Development, Mobile and Product Partnerships 平成26年10月 Cronogistics Corporation Co-Founder and Board Member 平成28年5月 Modern Times Group MTG AB Non Executive Board Member (現任) 平成29年6月 当社執行役員CBO 平成29年7月 Digital Domain 3.0 Non Executive Board Member (現任) 平成29年9月 当社取締役CBO (現在) 平成29年9月 Mercari, Inc. CEO (現任)	(注)3	—
取締役 (注) 1	—	松山 太河	昭和49年6月14日生	平成9年4月 アンダーセン・コンサルティング株式会社（現アクセンチュア株式会社）入社 平成17年4月 アントレプレナー投資事業組合パートナー 平成21年10月 イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合代表取締役（現任） 平成24年1月 イーストベンチャーズ株式会社代表取締役（現任） 平成25年2月 株式会社コウゾウ（現当社）社外取締役（現任）	(注)3	1,200,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	—	鈴木 健	昭和50年3月24日生	平成13年5月 株式会社アプレッソプロダクトマネジャー 平成14年5月 株式会社シンプルプロダクト取締役 平成18年4月 株式会社サルガッソ代表取締役（現任） 平成22年10月 株式会社Rmake取締役（現任） 平成23年11月 株式会社ヴェッテル取締役（現任） 平成24年6月 株式会社ゴクロ（現スマートニュース株式会社）設立取締役 平成26年6月 スマートニュース株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年9月 SmartNews International, Inc. President（現任） 平成29年9月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
監査役（常勤） (注) 2	—	福島 史之	昭和57年1月10日生	平成17年11月 港陽監査法人入所 平成18年5月 あづさ監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所 平成26年9月 当公社外監査役（現任） 平成27年9月 株式会社ソウゾウ社外監査役（現任） 平成29年11月 株式会社メルペイ社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	猪木 俊宏	昭和43年7月6日生	平成10年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 三井安田法律事務所入所 平成16年12月 三井法律事務所設立パートナー 平成17年12月 株式会社サルガッソ社外取締役 平成19年7月 特定非営利活動法人コモンスフィア理事（現任） 平成21年9月 サイバーボンド株式会社代表取締役（現任） 平成23年7月 猪木法律事務所設立（現任） 平成25年2月 株式会社コウゾウ（現当社）社外監査役（現任） 平成26年10月 株式会社ゼロスタート（現Z E T A株式会社）社外監査役（現任） 平成28年6月 さくらインターネット株式会社社外取締役（現任） 平成28年10月 株式会社アベルザ社外監査役（現任） 平成28年12月 システムサービス株式会社社外監査役（現任） 平成30年1月 株式会社ハヤルカ社外監査役（現任）	(注) 4	600,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (注) 2	—	筱崎 隆広	昭和41年11月 8日生	平成2年4月 警察庁入庁 平成15年4月 楽天株式会社入社 平成16年10月 株式会社楽天野球団取締役 平成17年10月 楽天株式会社執行役員 平成26年10月 合同会社グラットアンドソーレス代表社員（現任） 平成26年11月 当社社外監査役（現任） 平成28年12月 株式会社クラウドワーカーズ 社外取締役（現任） 平成30年3月 株式会社メドレー執行役員 （現任）	(注) 4	—
計						40,189,460

(注) 1. 取締役 松山太河及び鈴木健は、社外取締役であります。

2. 監査役 福島史之、猪木俊宏及び筱崎隆広は、社外監査役であります。

3. 平成29年9月29日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 平成29年9月29日開催の定時株主総会終結の時から、平成33年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、次の18名です。

役職名	氏名
執行役員	掛川 紗矢香
執行役員	松本 龍祐
執行役員CFO	長澤 啓
執行役員	伊藤 錬
執行役員	川嶋 一矢
執行役員	伊豫 健夫
執行役員	田中 慎司
執行役員	田面木 宏尚
執行役員	山田 和弘
執行役員CTO	名村 卓
執行役員	益田 尚
執行役員	藤崎 研一朗
執行役員	曾川 景介
執行役員	富島 寛
執行役員	横田 淳
執行役員 VP of Engineering	是澤 太志
執行役員	青柳 直樹
執行役員	唐澤 俊輔

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスの体制

##### a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社グループは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションとし、社会に貢献する企業となることを目指しております。

この経営理念のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行って参ります。

##### b. 企業統治の体制の概要及びその理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、内部監査グループを設け適時に連携を図ることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

###### (a) 取締役会

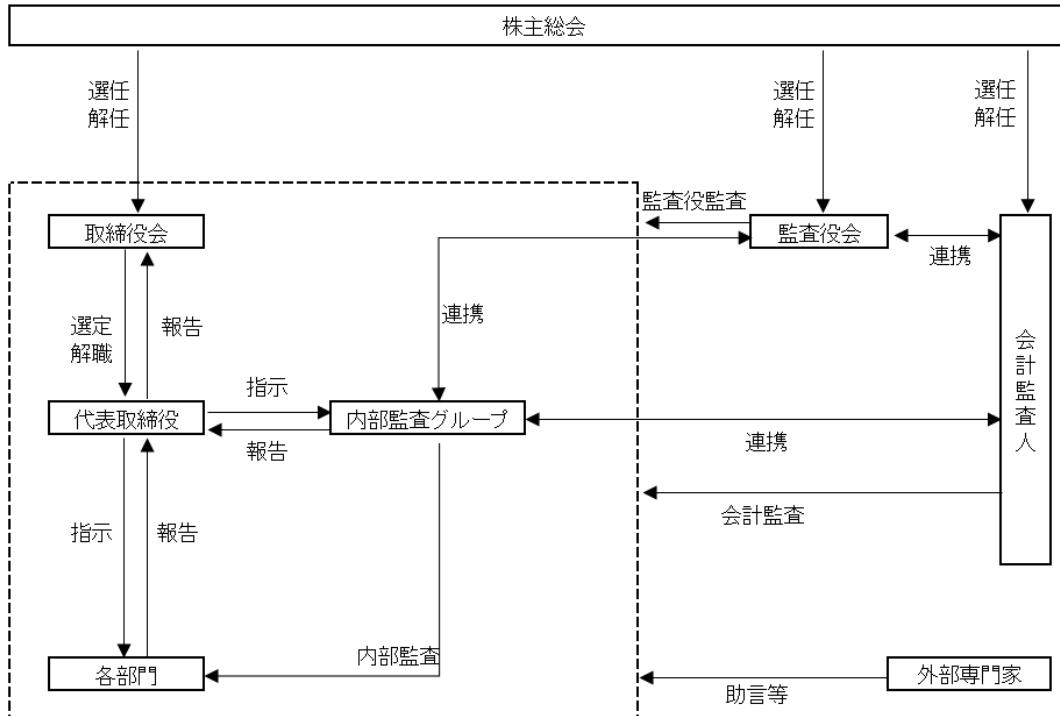
取締役会は取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月 1 回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

###### (b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名の合計 3 名で構成されており、3 名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

###### (c) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。



c. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- iii. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- iv. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- v. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」という。）を構築する。
- vi. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ii. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ii. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築していく。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- ii. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- iii. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ii. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- iii. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

- i. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。
- ii. 上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- iii. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- iv. 当社の内部監査グループは、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- i. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- ii. 監査役の補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。

- iii. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- iv. 監査役の補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- ii. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

(i) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- i. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ii. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告する。
- iii. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

(j) 監査役の職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ii. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
- iii. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- iv. 監査役は、定期的に内部監査グループと意見交換を行い、連携の強化を図る。

(l) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- i. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ii. Corporate Divisionを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- iii. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## ② 内部監査及び監査役監査

### a. 内部監査

当社は代表取締役の直轄の組織として内部監査グループを設置しており、専任担当者を1名配置しております。内部監査グループは、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

### b. 監査役監査

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査担当者や各従業員に対するヒアリング等を通じ、業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査担当者や会計監査人と隨時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行う等連携を図り、監査機能の向上を図っております。

### ③ 内部監査担当者、監査役会及び会計監査人の連携

内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が開催する監査講評会に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、隨時、意見交換を行っております。

### ④ 会計監査の状況

会計監査は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題については、隨時指導を受け適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

新日本有限責任監査法人

#### a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：百井 俊次、矢部 直哉、皆川 裕史

(注) 繼続監査年数は、全員 7 年を超えておりませんので記載をしておりません。

#### b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6 名、その他 12 名

### ⑤ 社外取締役及び社外監査役の状況

#### a. 社外取締役

当社の取締役 6 名のうち、松山太河、鈴木健の 2 名は社外取締役であります。社外取締役には、独立した立場から客観的に経営判断し、意見を述べることを期待して選任しております。

社外取締役松山太河はインターネット事業に対する深い知見、資本業務提携のアドバイザリーの経験を有しております、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。

社外取締役鈴木健はインターネット事業や技術に対する深い知見を有しております、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。

#### b. 社外監査役

当社の監査役 3 名はすべて社外監査役であります。

社外監査役福島史之は公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。

社外監査役猪木俊宏は弁護士として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの意見具申等を期待して監査役に選任しております。

社外監査役筱崎隆広は当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して監査役に選任しております。

#### c. 社外取締役及び社外監査役との関係

平成29年 9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

本書提出日現在、社外取締役松山太河は当社普通株式 1,200,000 株を保有しております、社外監査役猪木俊宏は当社普通株式 600,000 株を保有しております。

社外取締役松山太河はイーストベンチャーズ投資事業有限責任組合の代表取締役であり、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合は普通株式 5,450,000 株を保有しております。

これ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は設けておりません。

⑥ 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	126	126	—	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—	4
社外監査役	12	12	—	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額2,000百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成29年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。
3. ⑤に記載した取締役、社外取締役の員数は本書届出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の責任や職務分掌及び職務執行の状況を勘案して、適正と考えられる額を取締役会の決議により決定しております。また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額合計額

銘柄数 3 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 106百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、普通株主を構成員として開催する株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

b. 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決意により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	12	—	32	2
連結子会社	—	—	—	—
計	12	—	32	2

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

当社の連結子会社であるMercari, Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を14百万円支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を踏まえて決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）及び当事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	23,823	50,863
売掛金	60	107
未収入金	536	1,133
前払費用	113	590
その他	136	347
貸倒引当金	—	△2
<b>流動資産合計</b>	<b>24,671</b>	<b>53,039</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	※ 148	※ 313
無形固定資産	1	325
投資その他の資産		
投資有価証券	300	106
その他	341	704
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>641</b>	<b>810</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>791</b>	<b>1,450</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,463</b>	<b>54,489</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	1,046	3,500
1年内返済予定の長期借入金	—	6,002
未払金	14,231	24,064
未払法人税等	473	1,263
その他	1,313	2,349
<b>流動負債合計</b>	<b>17,065</b>	<b>37,179</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	—	12,887
その他	2	6
<b>固定負債合計</b>	<b>2</b>	<b>12,893</b>
<b>負債合計</b>	<b>17,067</b>	<b>50,072</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	6,286	6,286
資本剰余金	6,266	6,266
利益剰余金	△4,039	△8,246
<b>株主資本合計</b>	<b>8,514</b>	<b>4,306</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	△118	110
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△118</b>	<b>110</b>
<b>純資産合計</b>	<b>8,395</b>	<b>4,416</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>25,463</b>	<b>54,489</b>

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成30年3月31日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	53,585
売掛金	317
未収入金	2,504
前払費用	589
その他	1,260
貸倒引当金	△73
流動資産合計	58,184

## 固定資産

有形固定資産	395
無形固定資産	175
投資その他の資産	
投資有価証券	416
その他	1,080
投資その他の資産合計	1,496
固定資産合計	2,067

## 資産合計

## 負債の部

## 流動負債

短期借入金	1,875
1年内返済予定の長期借入金	7,586
未払金	25,401
未払法人税等	908
その他	3,758
流動負債合計	39,529

## 固定負債

長期借入金	14,801
その他	4
固定負債合計	14,805

## 負債合計

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	8,789
資本剰余金	8,769
利益剰余金	△11,681
株主資本合計	5,878

## その他の包括利益累計額

為替換算調整勘定	38
その他の包括利益累計額合計	38

## 純資産合計

## 負債純資産合計

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	12,256	22,071
売上原価	786	2,720
売上総利益	<u>11,470</u>	<u>19,350</u>
販売費及び一般管理費	※ 11,513	※ 22,126
営業損失 (△)	<u>△42</u>	<u>△2,775</u>
営業外収益		
受取利息	1	1
為替差益	—	19
助成金収入	2	—
その他	1	7
営業外収益合計	<u>5</u>	<u>27</u>
営業外費用		
支払利息	8	30
株式交付費	30	—
為替差損	21	—
その他	0	0
営業外費用合計	<u>59</u>	<u>31</u>
経常損失 (△)	<u>△97</u>	<u>△2,779</u>
特別損失		
投資有価証券評価損	—	247
特別損失合計	—	247
税金等調整前当期純損失 (△)	<u>△97</u>	<u>△3,026</u>
法人税、住民税及び事業税	412	1,369
法人税等調整額	△161	△188
法人税等合計	250	1,180
当期純損失 (△)	<u>△348</u>	<u>△4,207</u>
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	<u>△348</u>	<u>△4,207</u>

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純損失（△）	△348	△4,207
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△123	228
その他の包括利益合計	※ △123	※ 228
包括利益	△472	△3,978
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△472	△3,978

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成29年7月1日  
 至 平成30年3月31日)

売上高	26,147
売上原価	4,560
売上総利益	21,587
販売費及び一般管理費	23,483
営業損失(△)	△1,896
営業外収益	
受取利息	3
受取保険金	19
その他	5
営業外収益合計	28
営業外費用	
支払利息	59
為替差損	21
その他	3
営業外費用合計	84
経常損失(△)	△1,951
特別損失	
投資有価証券評価損	193
特別損失合計	193
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,145
法人税等	1,289
四半期純損失(△)	△3,434
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△3,434

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成29年7月1日  
至 平成30年3月31日)

四半期純損失(△)	△3,434
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△72
その他の包括利益合計	△72
四半期包括利益	△3,507
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,507

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,065	2,045	△3,690	419
当期変動額				
新株の発行	4,221	4,221		8,442
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△348	△348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	4,221	4,221	△348	8,094
当期末残高	6,286	6,266	△4,039	8,514

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5	5	425
当期変動額			
新株の発行			8,442
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△123	△123	△123
当期変動額合計	△123	△123	7,969
当期末残高	△118	△118	8,395

## 当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	6,286	6,266	△4,039	8,514
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△4,207	△4,207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△4,207	△4,207
当期末残高	6,286	6,266	△8,246	4,306

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△118	△118	8,395
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△4,207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	228	228	228
当期変動額合計	228	228	△3,978
当期末残高	110	110	4,416

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△97	△3,026
減価償却費及びその他の償却費	50	107
のれん償却額	—	85
投資有価証券評価損益（△は益）	—	247
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	2
受取利息	△1	△1
支払利息	8	30
売上債権の増減額（△は増加）	120	△46
未収入金の増減額（△は増加）	1,133	△589
未払金の増減額（△は減少）	6,794	9,740
その他	1,045	478
小計	9,054	7,027
利息の受取額	1	1
利息の支払額	△10	△30
法人税等の支払額	△4	△646
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,040	6,351
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△300	△53
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	*2 △373
有形固定資産の取得による支出	△103	△269
その他	△139	△238
投資活動によるキャッシュ・フロー	△542	△936
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△186	2,453
長期借入れによる収入	—	21,500
長期借入金の返済による支出	—	△2,629
株式の発行による収入	8,331	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,145	21,323
現金及び現金同等物に係る換算差額	△268	300
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	16,374	27,039
現金及び現金同等物の期首残高	7,449	23,823
現金及び現金同等物の期末残高	*1 23,823	*1 50,863

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社ソウゾウ

Mercari Europe Ltd

当連結会計年度において、株式会社ソウゾウ及びMercari Europe Ltdは新規設立により、連結子会社に含めております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

(非連結子会社の名称)

Merpay Ltd

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用している非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（Merpay Ltd）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

主に定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社ソウゾウ

Mercari Europe Ltd

Merpay Ltd

当連結会計年度において、Merpay Ltdは重要性が増したため、連結子会社に含めております。また、ザワット株式会社は株式取得により期中において連結子会社となりましたが、その後の吸収合併に伴い消滅したことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純損失等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社は法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却の方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年7月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	46百万円	135百万円

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
支払手数料	2,072百万円	3,401百万円
広告宣伝費	6,877百万円	14,196百万円

## (連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)
--	--

為替換算調整勘定 :

当期発生額	△123百万円	228百万円
その他の包括利益合計	△123百万円	228百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	6,500,000	14,269	—	6,514,269
A種優先株式 (注) 2	1,100,000	400,000	—	1,500,000
B種優先株式	1,611,400	—	—	1,611,400
C種優先株式	1,073,000	—	—	1,073,000
D種優先株式 (注) 3	—	781,247	—	781,247
合計	10,284,400	1,195,516	—	11,479,916

(注) 1. 普通株式の株式数の増加14,269株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. A種優先株式の株式数の増加400,000株は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

3. D種優先株式の株式数の増加781,247株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注) 1、2	A種優先株式	400,000	—	400,000	—	—
	合計	—	400,000	—	400,000	—	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 目的となる株式の数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,514,269	—	—	6,514,269
A種優先株式	1,500,000	—	—	1,500,000
B種優先株式	1,611,400	—	—	1,611,400
C種優先株式	1,073,000	—	—	1,073,000
D種優先株式	781,247	—	—	781,247
合計	11,479,916	—	—	11,479,916

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	23,823百万円	50,863百万円
現金及び現金同等物	23,823百万円	50,863百万円

※2 株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

株式の取得により新たにザワット株式会社を連結したことによる連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに、当該会社株式の取得価額と取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	33百万円
固定資産	1百万円
のれん	409百万円
流動負債	△20百万円
固定負債	△20百万円
株式の取得価額	404百万円
被買収会社の現金及び現金同等物	△30百万円
差引：取得による支出	373百万円

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
1年内	311百万円	587百万円
1年超	782百万円	936百万円
合計	1,094百万円	1,523百万円

## (金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒実績はありません。当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	23,823	23,823	—
(2) 売掛金	60	60	—
(3) 未収入金	536	536	—
資産計	24,421	24,421	—
(4) 短期借入金	1,046	1,046	—
(5) 未払金	14,231	14,231	—
負債計	15,278	15,278	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

### (4) 短期借入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	平成28年6月30日
非上場株式	300

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

#### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,823	—	—	—
売掛金	60	—	—	—
未収入金	536	—	—	—
合計	24,421	—	—	—

#### 4. 短期借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,046	—	—	—	—	—
合計	1,046	—	—	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒実績はありません。当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	50,863	50,863	—
(2) 売掛金	107	107	—
(3) 未収入金	1,133	1,133	—
資産計	52,103	52,103	—
(4) 短期借入金	3,500	3,500	—
(5) 未払金	24,064	24,064	—
(6) 長期借入金（※1）	18,890	18,889	△0
負債計	46,454	46,453	△0

（※1） 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 短期借入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	平成29年6月30日
非上場株式	106

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,863	—	—	—
売掛金	107	—	—	—
未収入金	1,133	—	—	—
合計	52,103	—	—	—

## 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,500	—	—	—	—	—
長期借入金	6,002	5,586	3,551	2,000	1,748	—
合計	9,502	5,586	3,551	2,000	1,748	—

### (有価証券関係)

前連結会計年度（平成28年6月30日）

#### その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額300百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（平成29年6月30日）

#### 1. その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額106百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券247百万円（その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

## 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,385,000株	普通株式 2,505,000株
付与日	平成25年5月7日	平成25年12月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年5月8日 至 平成35年5月7日	自 平成27年12月28日 至 平成35年12月27日

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 57名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 250,000株	普通株式 1,760,000株
付与日	平成26年1月31日	平成26年8月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年2月1日 至 平成36年1月31日	自 平成28年8月21日 至 平成36年8月19日

	第6回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 250,000株	普通株式 1,960,000株
付与日	平成26年8月20日	平成26年12月22日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年8月20日 至 平成36年8月20日	自 平成28年12月23日 至 平成36年8月19日

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社従業員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 784,000株	普通株式 1,007,500株
付与日	平成26年12月22日	平成27年2月14日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年12月22日 至 平成36年12月22日	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 50,000株	普通株式 1,600,000株
付与日	平成27年2月14日	平成27年6月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日	自 平成29年6月28日 至 平成37年6月26日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社子会社従業員 7名	当社従業員 105名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 765,000株	普通株式 1,018,500株
付与日	平成27年6月27日	平成27年8月22日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年6月27日 至 平成37年6月27日	自 平成29年8月23日 至 平成37年8月21日

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 25,000株	普通株式 210,000株
付与日	平成27年8月22日	平成27年11月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年8月23日 至 平成36年8月19日	自 平成29年11月29日 至 平成37年11月27日

	第17回ストック・オプション	第18回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 2名	当社監査役 1名 当社従業員 152名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 300,000株	普通株式 533,500株
付与日	平成27年11月28日	平成28年2月13日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年11月28日 至 平成37年11月28日	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日

	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 3,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成28年2月13日	平成28年2月13日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	自 平成28年2月13日 至 平成38年2月13日

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 800,000株	普通株式 525,810株
付与日	平成28年6月25日	平成28年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日

	第23回ストック・オプション	第24回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 100,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成28年6月25日	平成28年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年6月25日 至 平成38年6月25日	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、平成26年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第4【提出会社の状況】1 株式等の状況 (2) 【新株予約権等の状況】の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,385,000	2,495,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,385,000	2,495,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	250,000	1,754,000
付与	—	—
失効	150,000	6,000
権利確定	—	—
未確定残	100,000	1,748,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第6回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	177,090	1,960,000
付与	—	—
失効	125,000	—
権利確定	52,090	—
未確定残	—	1,960,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	72,910	—
権利確定	52,090	—
権利行使	119,790	—
失効	5,210	—
未行使残	—	—

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	752,000	1,006,500
付与	—	—
失効	—	5,000
権利確定	291,370	—
未確定残	460,630	1,001,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	291,370	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	291,370	—

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	50,000	1,600,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	50,000	1,600,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	752,500	—
付与	—	1,018,500
失効	41,260	7,000
権利確定	289,550	—
未確定残	421,690	1,011,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	12,500	—
権利確定	289,550	—
権利行使	22,900	—
失効	5,840	—
未行使残	273,310	—

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	25,000	210,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	25,000	210,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第17回ストック・オプション	第18回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	300,000	533,500
失効	100,000	800
権利確定	—	—
未確定残	200,000	532,700
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	3,000	60,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	3,000	60,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	800,000	525,810
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	800,000	525,810
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第23回ストック・オプション	第24回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	100,000	40,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	100,000	40,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。また、平成26年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第6回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	24
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第17回ストック・オプション	第18回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	24	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第23回ストック・オプション	第24回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成26年4月30日付株式分割（1株につき100株の割合）及び平成29年10月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 4,628百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 11百万円

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,385,000株	普通株式 2,505,000株
付与日	平成25年5月7日	平成25年12月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年5月8日 至 平成35年5月7日	自 平成27年12月28日 至 平成35年12月27日

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 57名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 250,000株	普通株式 1,760,000株
付与日	平成26年1月31日	平成26年8月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年2月1日 至 平成36年1月31日	自 平成28年8月21日 至 平成36年8月19日

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社子会社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,960,000株	普通株式 784,000株
付与日	平成26年12月22日	平成26年12月22日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年12月23日 至 平成36年8月19日	自 平成26年12月22日 至 平成36年12月22日

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 92名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,007,500株	普通株式 50,000株
付与日	平成27年2月14日	平成27年2月14日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日	自 平成29年2月15日 至 平成36年8月19日

	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 1名 当社子会社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,600,000株	普通株式 765,000株
付与日	平成27年6月27日	平成27年6月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年6月28日 至 平成37年6月26日	自 平成27年6月27日 至 平成37年6月27日

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 105名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,018,500株	普通株式 25,000株
付与日	平成27年8月22日	平成27年8月22日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年8月23日 至 平成37年8月21日	自 平成29年8月23日 至 平成36年8月19日

	第16回ストック・オプション	第17回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 210,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成27年11月28日	平成27年11月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年11月29日 至 平成37年11月27日	自 平成27年11月28日 至 平成37年11月28日

	第18回ストック・オプション	第19回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 152名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 533,500株	普通株式 3,000株
付与日	平成28年2月13日	平成28年2月13日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日

	第20回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 60,000株	普通株式 800,000株
付与日	平成28年2月13日	平成28年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年2月13日 至 平成38年2月13日	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日

	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 525,810株	普通株式 100,000株
付与日	平成28年6月25日	平成28年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	自 平成28年6月25日 至 平成38年6月25日

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社監査役 1名 当社従業員 268名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 40,000株	普通株式 403,950株
付与日	平成28年6月25日	平成28年8月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	自 平成30年9月1日 至 平成38年8月30日

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社子会社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 240,000株	普通株式 260,000株
付与日	平成28年8月31日	平成28年8月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年9月1日 至 平成38年8月30日	自 平成28年8月31日 至 平成38年8月31日

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社子会社従業員 6名	当社従業員 1名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 33,000株	普通株式 138,000株
付与日	平成28年12月14日	平成28年12月14日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年12月15日 至 平成38年8月30日	自 平成30年12月15日 至 平成38年8月30日

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 353名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 323,970株	普通株式 79,250株
付与日	平成29年2月24日	平成29年2月24日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成31年2月25日 至 平成39年2月23日	自 平成31年2月25日 至 平成39年2月23日

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 5名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 122,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成29年2月24日	平成29年3月11日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年2月24日 至 平成39年2月24日	自 平成31年3月12日 至 平成39年2月23日

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 449名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 2名 当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 3,035,100株	普通株式 1,799,000株
付与日	平成29年6月23日	平成29年6月23日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社従業員 21名	当社従業員 1名 当社子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 2,136,800株	普通株式 46,000株
付与日	平成29年6月23日	平成29年6月23日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年6月23日 至 平成39年6月23日	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、平成26年4月30日付株式分割（1株につき100株の割合）及び平成29年10月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第4【提出会社の状況】1 株式等の状況 (2) [新株予約権等の状況] の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,385,000	2,495,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,385,000	2,495,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	100,000	1,748,000
付与	—	—
失効	—	52,000
権利確定	—	—
未確定残	100,000	1,696,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,960,000	460,630
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	188,000
未確定残	1,960,000	272,630
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	291,370
権利確定	—	188,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	479,370

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,001,500	50,000
付与	—	—
失効	56,500	—
権利確定	—	—
未確定残	945,000	50,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,600,000	421,690
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	173,750
未確定残	1,600,000	247,940
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	273,310
権利確定	—	173,750
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	447,060

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,011,500	25,000
付与	—	—
失効	25,000	—
権利確定	—	—
未確定残	986,500	25,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第16回ストック・オプション	第17回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	210,000	200,000
付与	—	—
失効	—	200,000
権利確定	—	—
未確定残	210,000	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第18回ストック・オプション	第19回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	532,700	3,000
付与	—	—
失効	23,200	—
権利確定	—	—
未確定残	509,500	3,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第20回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	60,000	800,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	19,990	—
未確定残	40,010	800,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	19,990	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	19,990	—

	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	525,810	100,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	25,000
未確定残	525,810	75,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	25,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	25,000

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	40,000	—
付与	—	403,950
失効	—	29,400
権利確定	—	—
未確定残	40,000	374,550
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	240,000	260,000
失効	—	132,920
権利確定	—	48,330
未確定残	240,000	78,750
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	48,330
権利行使	—	—
失効	—	27,080
未行使残	—	21,250

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	33,000	138,000
失効	4,000	—
権利確定	—	—
未確定残	29,000	138,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	323,970	79,250
失効	3,850	—
権利確定	—	—
未確定残	320,120	79,250
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	122,000	80,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	122,000	80,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	3,035,100	1,799,000
失効	100	—
権利確定	—	—
未確定残	3,035,000	1,799,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	2,136,800	46,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	2,136,800	46,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、平成26年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。  
 2. 第17回ストック・オプションは、割当対象者の退職によりすべて失効しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第16回ストック・オプション	第17回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	24	24
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第18回ストック・オプション	第19回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第20回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	332
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	332	332
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	332	332
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成26年4月30日付株式分割（1株につき100株の割合）及び平成29年10月20日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 4,844百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,597百万円
未払事業税	43百万円
減価償却超過額	40百万円
その他	<u>68百万円</u>
小計	<u>1,750百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,590百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>161百万円</u>

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－その他（繰延税金資産） 107百万円  
固定資産－その他（繰延税金資産） 53百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成28年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.9%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	4,129百万円
投資有価証券評価損	75百万円
未払事業税	72百万円
減価償却超過額	77百万円
その他	<u>247百万円</u>
小計	<u>4,601百万円</u>
評価性引当額	<u>△4,252百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>349百万円</u>

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－その他（繰延税金資産） 266百万円  
固定資産－その他（繰延税金資産） 82百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 ザワット株式会社

事業の内容 スマートフォン向けオークション・マーケットプレイス「スマオク」の運営

② 企業結合を行った理由

ザワット株式会社は中古ブランド品・アニメグッズ等、スマートフォンで写真を撮るだけで簡単に出品可能なスマートフォン向けオークションを主軸に事業を展開しております。

当社グループにおいて、商品開発のノウハウを共有・融合させることで、将来的に当社グループ全体の企業価値向上につながるものと判断いたしましたので、株式を取得し、子会社化することといたしました。

③ 企業結合日

平成29年2月17日（みなし取得日 平成29年1月31日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とした株式の取得であるため

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年2月1日から平成29年4月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	404百万円
取得原価		404百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 0百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額 409百万円

② 発生原因 主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 債却方法及び償却期間 2年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳	
流動資産	33百万円
固定資産	1百万円
資産合計	34百万円
流動負債	20百万円
固定負債	20百万円
負債合計	40百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。なお、当該影響の概算額については監査証明を受けておりません。

## 2. 共通支配下の取引等

連結子会社であるザワット株式会社は平成29年2月23日付合併契約に基づき、当社と平成29年5月1日付で合併をいたしました。

合併に関する取引の概要は次のとおりです。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 結合当事企業の名称及びその事業内容

項目	結合企業	被結合企業
結合当事企業の名称	株式会社メルカリ	ザワット株式会社
事業の内容	スマートフォン向けCtoCマーケットプレイス「メルカリ」の運営	スマートフォン向けオークション・マーケットプレイス「スマオク」の運営

#### ② 企業結合日

平成29年5月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、ザワット株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

#### ④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

#### ⑤ その他取引の概要に関する事項

スマオク事業の安定的な管理等を図るために平成29年5月1日をもって合併をいたしました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当社グループは、フリマアプリ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループは、フリマアプリ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	合計
258	29	25	313

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山田 進太郎	—	—	当社代表取 締役社長 (現当社代 表取締役会 長CEO)	(被所有) 直接33.4	当社役員	増資の引受	50	—	—
役員	小泉 文明	—	—	当社取締役 (現当社取 締役社長兼 COO)	(被所有) 直接0.0	当社役員	増資の引受	50	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式の発行価格は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1 株当たり純資産額	△35.49円	△70.15円
1 株当たり当期純損失金額(△)	△3.18円	△36.65円

- (注) 1. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1 株当たり当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (百万円)	△348	△4,207
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (百万円)	△348	△4,207
期中平均株式数(株)	109,293,310	114,799,160
(うち普通株式数(株))	65,008,580	65,142,690
(うちA種優先株式数(株))	14,857,920	15,000,000
(うちB種優先株式数(株))	16,114,000	16,114,000
(うちC種優先株式数(株))	10,730,000	10,730,000
(うちD種優先株式数(株))	2,582,810	7,812,470
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権21種類（新株予約権の数 普通株式15,294,510株）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権33種類（新株予約権の数 普通株式23,437,530株）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

資金の借入

当社は平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり資金の借入を行いました。

(1) 借入の目的

当社グループの運転資金拡充

(2) 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保提供
株式会社三井住友銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月31日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月31日	3年	毎月返済	無
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月18日	3年	毎月返済	無
株式会社新生銀行	1,000百万円	0.48%	平成28年8月19日	2年	毎月返済	無

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 優先株式の取得及び消却

株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	1,500,000株
B種優先株式	1,611,400株
C種優先株式	1,073,000株
D種優先株式	781,247株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	4,965,647株
------	------------

(3) 交付後の発行済普通株式数 11,479,916株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月20日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成29年9月29日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成29年10月20日を基準日として、前日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,481,291株
今回の分割により増加した株式数	103,331,619株
株式分割後の発行済株式総数	114,812,910株
株式分割後の発行可能株式総数	459,250,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成29年10月20日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

3. 重要な子会社の設立

当社は平成29年11月13日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり日本にて決済事業を行う子会社を設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

決済事業の企画・開発・運営のため。

(2) 設立した子会社の概要

① 商号	株式会社メルペイ
② 所在地	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー18F
③ 資本金	100百万円
④ 主な事業内容	決済事業
(3) 設立時期	平成29年11月20日
(4) 持株比率	当社 100%

4. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、次のとおり第三者割当増資による新株式の発行を決議し、平成30年3月13日に払込みを受けております。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	2,325,582株
(2) 払込金額		1株につき2,150円
(3) 払込金額の総額		5,000百万円
(4) 増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 増加した資本準備金の額	2,500百万円 2,500百万円
(5) 割当先及び割当株式数	日本郵政キャピタル株式会社 フォレストホールディングス合同会社 ヤマト運輸株式会社	1,162,791株 1,116,280株 46,511株
(6) 資金の用途	自己資本充実を図るための資金	

## 5. 資金の借入

当社は平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり資金の借入を行いました。

### (1) 借入の目的

当社グループの運転資金拡充

### (2) 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保提供
株式会社三井住友銀行	5,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年3月30日	5年	毎月返済	無
株式会社新生銀行	1,000百万円	0.45%	平成30年3月30日	5年	毎月返済	無
株式会社りそな銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年3月30日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	3,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年4月10日	5年	毎月返済	無
株式会社三菱UFJ銀行	5,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年4月2日	3年	3ヶ月毎元金均等返済	無

## 6. 新株予約権の発行

当社は、平成29年11月28日及び平成30年3月12日の取締役会において、当社従業員及び監査役に対して、ストック・オプションとして無償で新株予約権を発行することを決議いたしました。

ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において、株式会社メルペイを新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用の処理については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

---

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成29年7月1日  
至 平成30年3月31日)

---

減価償却費	149百万円
のれんの償却額	153百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成30年3月13日付で、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、ヤマト運輸株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。これを主因として、当第3四半期連結累計期間において、資本金が2,503百万円、資本剰余金が2,503百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が8,789百万円、資本剰余金が8,769百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、当第3四半期連結会計期間より、事業内容に即した名称にするために、「フリマアプリ事業」から「マーケットプレイス関連事業」にセグメント名称を変更しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△29.87円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円) (△)	△3,434
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (百万円) (△)	△3,434
普通株式の期中平均株式数(株)	114,985,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため、また、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

資金の借入

当社は、平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり借入を行いました。

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保提供
株式会社みずほ銀行	3,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年4月10日	5年	毎月返済	無
株式会社三菱UFJ銀行	5,000百万円	基準金利+スpread	平成30年4月2日	3年	3ヶ月毎元金均等返済	無

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,046	3,500	0.39	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	6,002	0.31	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	12,887	0.31	平成30年7月～ 平成34年6月
合計	1,046	22,390	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおり  
であります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,586	3,551	2,000	1,748

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	21,887	46,282
売掛金	60	102
未収入金	※1 755	※1 1,647
前払費用	68	464
繰延税金資産	107	266
その他	0	0
貸倒引当金	—	△2
流动資産合計	<b>22,879</b>	<b>48,762</b>
固定資産		
有形固定資産		
建物	109	157
工具、器具及び備品	26	90
有形固定資産合計	<b>135</b>	<b>248</b>
無形固定資産		
ソフトウエア	1	1
のれん	—	324
無形固定資産合計	<b>1</b>	<b>325</b>
投資その他の資産		
投資有価証券	300	106
関係会社株式	5,530	4,741
長期前払費用	—	91
繰延税金資産	53	82
その他	270	496
投資その他の資産合計	<b>6,155</b>	<b>5,518</b>
固定資産合計	<b>6,292</b>	<b>6,093</b>
資産合計	<b>29,171</b>	<b>54,855</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	1,046	3,500
1年内返済予定の長期借入金	—	6,002
未払金	※1 13,533	※1 23,318
未払費用	238	357
未払法人税等	472	1,261
預り金	272	625
その他	545	831
<b>流動負債合計</b>	<b>16,109</b>	<b>35,897</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	—	12,887
<b>固定負債合計</b>	<b>—</b>	<b>12,887</b>
<b>負債合計</b>	<b>16,109</b>	<b>48,784</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>6,286</b>	<b>6,286</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>6,266</b>	<b>6,266</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>6,266</b>	<b>6,266</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>508</b>	<b>△6,481</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>508</b>	<b>△6,481</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>13,061</b>	<b>6,071</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,061</b>	<b>6,071</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>29,171</b>	<b>54,855</b>

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	12,256	※1 21,254
売上原価	786	※1 1,683
売上総利益	<u>11,470</u>	19,570
販売費及び一般管理費	<u>※2 8,184</u>	※2 15,098
営業利益	<u>3,286</u>	4,471
営業外収益		
関係会社業務受託料	※1 12	※1 14
その他	5	13
営業外収益合計	<u>17</u>	28
営業外費用		
支払利息	8	30
その他	33	0
営業外費用合計	<u>41</u>	31
経常利益	<u>3,262</u>	4,469
特別損失		
関係会社株式評価損	—	9,986
投資有価証券評価損	—	247
その他	—	48
特別損失合計	<u>—</u>	10,282
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	<u>3,262</u>	△5,812
法人税、住民税及び事業税	411	1,366
法人税等調整額	△161	△188
法人税等合計	<u>250</u>	1,178
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>3,011</u>	△6,990

## 【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
I 労務費		384	48.9	667	39.6
II 経費	※	401	51.1	1,016	60.4
当期売上原価		786	100.0	1,683	100.0

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) ※経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
賃借料（百万円）	147	292
配送料（百万円）	108	437

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,065	2,045	2,045	△2,502	△2,502	1,607	1,607
当期変動額							
新株の発行	4,221	4,221	4,221			8,442	8,442
当期純利益				3,011	3,011	3,011	3,011
当期変動額合計	4,221	4,221	4,221	3,011	3,011	11,454	11,454
当期末残高	6,286	6,266	6,266	508	508	13,061	13,061

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	6,286	6,266	6,266	508	508	13,061	13,061
当期変動額							
当期純損失(△)				△6,990	△6,990	△6,990	△6,990
当期変動額合計	-	-	-	△6,990	△6,990	△6,990	△6,990
当期末残高	6,286	6,266	6,266	△6,481	△6,481	6,071	6,071

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社は法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却の方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

#### (追加情報)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

#### (貸借対照表関係)

##### ※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
短期金銭債権	248百万円	568百万円
短期金銭債務	0百万円	126百万円

#### 2 偶発債務

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)
売上高	一千万円	44百万円
営業費用	一千万円	64百万円
営業取引以外の取引による取引高	12百万円	14百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)
減価償却費	32百万円	68百万円
支払手数料	1,543百万円	2,551百万円
広告宣伝費	5,419百万円	10,283百万円
おおよその割合		
販売費	85%	85%
一般管理費	15%	15%

## (有価証券関係)

前事業年度（平成28年 6月 30日）

子会社株式（貸借対照表計上額5,530百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年 6月 30日）

子会社株式（貸借対照表計上額4,741百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

前事業年度（自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年 6月 30日)
繰延税金資産	
未払事業税	42百万円
未払費用	30百万円
未払金	25百万円
減価償却超過額	29百万円
繰越欠損金	28百万円
その他	11百万円
小計	168百万円
評価性引当額	△7百万円
繰延税金資産合計	161百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
評価性引当額の増減	△25.0%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.7%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成28年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.9%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	72百万円
未払費用	38百万円
未払金	176百万円
減価償却超過額	24百万円
関係会社株式評価損	3,057百万円
投資有価証券評価損	75百万円
その他	49百万円
小計	<u>3,494百万円</u>
評価性引当額	<u>△3,144百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>349百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 子会社の増資

当社は平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり米国子会社の増資の引受を行いました。

(1) 増資の目的

米国子会社の運転資金の拡充

(2) 増資の内容

増資額 30,000千米ドル

払込日 平成28年8月24日

(3) 増資した子会社の概要

名称 Mercari, Inc.

事業内容 米国におけるフリマアプリ展開

資本金の額 増資後の資本金：74,600千米ドル

持株比率 当社 100%

2. 資金の借入

当社は平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり資金の借入を行いました。

(1) 借入の目的

当社グループの運転資金拡充

(2) 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保提供
株式会社三井住友銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月31日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月31日	3年	毎月返済	無
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円	基準金利+スプレッド	平成28年8月18日	3年	毎月返済	無
株式会社新生銀行	1,000百万円	0.48%	平成28年8月19日	2年	毎月返済	無

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 優先株式の取得及び消却

株主からの取得請求権行使に基づき、当社は平成29年7月2日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 1,500,000株

B種優先株式 1,611,400株

C種優先株式 1,073,000株

D種優先株式 781,247株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 4,965,647株

(3) 交付後の発行済普通株式数 11,479,916株

## 2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月20日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成29年9月29日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

### (1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

平成29年10月20日を基準日として、前日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

#### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,481,291株
今回の分割により増加する株式数	103,331,619株
株式分割後の発行済株式総数	114,812,910株
株式分割後の発行可能株式総数	459,250,000株

#### ③ 株式分割の効力発生日

平成29年10月20日

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
期中平均発行済株式数（株）	109,293,310	114,799,160
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）（円）	27.56	△60.90
配当金（円）	—	—

（注） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、当事業年度は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
期末発行済株式数（株）	114,799,160	114,799,160
1株当たり純資産額（円）	5.16	△55.74

## 3. 重要な子会社の設立

当社は平成29年11月13日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり日本にて決済事業を行う子会社を設立いたしました。

### (1) 子会社設立の目的

決済事業の企画・開発・運営のため。

### (2) 設立した子会社の概要

① 商号	株式会社メルペイ
② 所在地	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー18F
③ 資本金	100百万円
④ 主な事業内容	決済事業

### (3) 設立時期 平成29年11月20日

### (4) 持株比率 当社 100%

#### 4. 子会社への増資

当社では次のとおり子会社への増資の決議及び払込みを実施しております。

子会社名	増資決議日	払込日	増資目的	増資額	増資後の資本金	増資後の持株比率
Mercari, Inc.	平成29年6月14日	平成29年7月31日	運転資金の拡充	10,000千米ドル	119,600千米ドル	当社100%
		平成29年8月31日	同上	22,000千米ドル	141,600千米ドル	同上
	平成30年1月15日	平成30年1月31日	同上	28,922千米ドル	170,522千米ドル	同上
Mercari Europe Ltd	平成29年6月14日	平成29年7月31日	同上	3,500千英ポンド	12,193千英ポンド	同上
	平成30年2月14日	平成30年2月28日	同上	5,750千英ポンド	17,943千英ポンド	同上
Merpay Ltd	平成29年9月14日	平成29年9月27日	同上	300千英ポンド	900千英ポンド	同上
	平成30年2月14日	平成30年2月28日	同上	250千英ポンド	1,150千英ポンド	同上
株式会社ソウゾウ	平成29年11月13日	平成29年11月30日	同上	1,000百万円	510百万円	同上
株式会社メルペイ	平成30年3月12日	平成30年3月30日	同上	1,000百万円	600百万円	同上

#### 5. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、次のとおり第三者割当増資による新株式の発行を決議し、平成30年3月13日に払込みを受けております。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	2,325,582株
(2) 払込金額		1株につき2,150円
(3) 払込金額の総額		5,000百万円
(4) 増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額	2,500百万円
	増加した資本準備金の額	2,500百万円
(5) 割当先及び割当株式数	日本郵政キャピタル株式会社	1,162,791株
	フォレストホールディングス合同会社	1,116,280株
	ヤマト運輸株式会社	46,511株
(6) 資金の用途	自己資本充実を図るための資金	

#### 6. 資金の借入

当社は平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり資金の借入を行いました。

##### (1) 借入の目的

当社グループの運転資金拡充

##### (2) 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保提供
株式会社三井住友銀行	5,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年3月30日	5年	毎月返済	無
株式会社新生銀行	1,000百万円	0.45%	平成30年3月30日	5年	毎月返済	無
株式会社りそな銀行	2,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年3月30日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	3,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年4月10日	5年	毎月返済	無
株式会社三菱UFJ銀行	5,000百万円	基準金利+スプレッド	平成30年4月2日	3年	3ヶ月毎元金均等返済	無

#### 7. 新株予約権の発行

当社は、平成29年11月28日及び平成30年3月12日の取締役会において、当社従業員及び監査役に対して、ストック・オプションとして無償で新株予約権を発行することを決議いたしました。

ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	109	102	—	53	157	88
	工具、器具及び備品	26	84	0	20	90	27
	計	135	186	0	73	248	116
無形固定資産	ソフトウェア	1	0	—	0	1	—
	のれん	—	358	—	34	324	—
	計	1	359	—	34	325	—

(注) 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物	……本社オフィス増床	95百万円
	福岡オフィス新設	6百万円
のれん	……ザワット株式会社との合併による増加	358百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	2	—	2

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月中
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年毎年12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 但し事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.mercari.com/jp/">https://www.mercari.com/jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年7月14日	—	—	—	ユナイテッド株式会社 代表取締役 藤澤 陽三	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 400,000	80,000,000 (200) (注) 4	新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使
平成29年7月2日	—	—	—	山田 進太郎	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社取締役、大株主上位10名)	B種優先株式 △55,600 D種優先株式 △4,673 普通株式 60,273	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	ユナイテッド株式会社 代表取締役 藤澤 陽三	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,500,000 普通株式 1,500,000	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △555,600 C種優先株式 △225,000 D種優先株式 △12,800 普通株式 793,400	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	WiL Fund I, L.P. ゼネラル・パートナー WiL GP I, L.P. 取締役ディレクター 伊佐山 元 常任代理人 株式会社WiL 代表取締役 伊佐山 元	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △570,000 D種優先株式 △36,678 普通株式 606,678	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	イーストベンチャーズ投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 イーストベンチャーズ株式会社 代表取締役 松山 太河	東京都港区六本木四丁目2番45号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △45,000 普通株式 45,000	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	グロービス4号 ファンド投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役 堀 義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △347,400 C種優先株式 △140,674 D種優先株式 △42,653 普通株式 530,727	—	(注) 6

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年7月2日	—	—	—	三井物産株式会社 代表取締役社長 安永 竜夫	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△327,102 普通株式327,102	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	Globis Fund IV, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式△208,200 C種優先株式△84,326 D種優先株式△25,567 普通株式318,093	—	(注) 6
平成29年7月2日	—	—	—	小泉 文明	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社取締役)	D種優先株式△4,673 普通株式4,673	—	(注) 6

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は新株予約権の行使条件による価格であります。

5. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

6. 株主からの取得請求権行使に基づき、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)
発行年月日	平成28年3月2日	平成30年3月13日
種類	D種優先株式	普通株式
発行数	781,247株	2,325,582株
発行価格	10,700円 (注) 4	2,150円 (注) 4
資本組入額	5,350円	1,075円
発行価額の総額	8,359,342,900円	5,000,001,300円
資本組入額の総額	4,179,671,450円	2,500,000,650円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成27年8月22日	平成27年8月22日	平成27年11月28日
種類	第14回新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 101,850株	普通株式 2,500株	普通株式 21,000株
発行価格	200円 (注) 4	200円 (注) 4	235円 (注) 4
資本組入額	100円	100円	117.5円
発行価額の総額	20,370,000円	500,000円	4,935,000円
資本組入額の総額	10,185,000円	250,000円	2,467,500円
発行方法	平成27年8月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成27年2月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成27年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
発行年月日	平成28年2月13日	平成28年2月13日	平成28年2月13日
種類	第18回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)	第20回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 53,350株	普通株式 300株	普通株式 6,000株
発行価格	1,018円 (注) 4	1,018円 (注) 4	1,018円 (注) 4
資本組入額	509円	509円	509円
発行価額の総額	54,310,300円	305,400円	6,108,000円
資本組入額の総額	27,155,150円	152,700円	3,054,000円
発行方法	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
発行年月日	平成28年6月25日	平成28年6月25日	平成28年6月25日
種類	第21回新株予約権 (ストック・オプション)	第22回新株予約権 (ストック・オプション)	第23回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 80,000株	普通株式 52,581株	普通株式 10,000株
発行価格	1,018円 (注) 4	1,018円 (注) 4	1,018円 (注) 4
資本組入額	509円	509円	509円
発行価額の総額	81,440,000円	53,527,458円	10,180,000円
資本組入額の総額	40,720,000円	26,763,729円	5,090,000円
発行方法	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権(10)	新株予約権(11)	新株予約権(12)
発行年月日	平成28年6月25日	平成28年8月31日	平成28年8月31日
種類	第24回新株予約権 (ストック・オプション)	第25回新株予約権 (ストック・オプション)	第26回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 4,000株	普通株式 40,395株	普通株式 24,000株
発行価格	1,018円 (注) 4	3,320円 (注) 4	3,320円 (注) 4
資本組入額	509円	1,660円	1,660円
発行価額の総額	4,072,000円	134,111,400円	79,680,000円
資本組入額の総額	2,036,000円	67,055,700円	39,840,000円
発行方法	平成28年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権(13)	新株予約権(14)	新株予約権(15)
発行年月日	平成28年8月31日	平成28年12月14日	平成28年12月14日
種類	第27回新株予約権 (ストック・オプション)	第28回新株予約権 (ストック・オプション)	第29回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 26,000株	普通株式 3,300株	普通株式 13,800株
発行価格	3,320円 (注) 4	3,320円 (注) 4	3,320円 (注) 4
資本組入額	1,660円	1,660円	1,660円
発行価額の総額	86,320,000円	10,956,000円	45,816,000円
資本組入額の総額	43,160,000円	5,478,000円	22,908,000円
発行方法	平成28年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権(16)	新株予約権(17)	新株予約権(18)
発行年月日	平成29年2月24日	平成29年2月24日	平成29年2月24日
種類	第30回新株予約権 (ストック・オプション)	第31回新株予約権 (ストック・オプション)	第32回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 32,397株	普通株式 7,925株	普通株式 12,200株
発行価格	3,525円 (注) 4	3,525円 (注) 4	3,525円 (注) 4
資本組入額	1,762.5円	1,762.5円	1,762.5円
発行価額の総額	114,199,425円	27,935,625円	43,005,000円
資本組入額の総額	57,099,712.5円	13,967,812.5円	21,502,500円
発行方法	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権(19)	新株予約権(20)	新株予約権(21)
発行年月日	平成29年3月11日	平成29年6月23日	平成29年6月23日
種類	第33回新株予約権 (ストック・オプション)	第34回新株予約権 (ストック・オプション)	第35回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 8,000株	普通株式 303,510株	普通株式 179,900株
発行価格	3,525円 (注) 4	3,525円 (注) 4	3,525円 (注) 4
資本組入額	1,762.5円	1,762.5円	1,762.5円
発行価額の総額	28,200,000円	1,069,872,750円	634,147,500円
資本組入額の総額	14,100,000円	534,936,375円	317,073,750円
発行方法	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権(22)	新株予約権(23)	新株予約権(24)
発行年月日	平成29年6月23日	平成29年6月23日	平成29年11月29日
種類	第36回新株予約権 (ストック・オプション)	第37回新株予約権 (ストック・オプション)	第38回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 213,680株	普通株式 4,600株	普通株式 1,331,550株
発行価格	3,525円 (注) 4	3,525円 (注) 4	853円 (注) 4、7
資本組入額	1,762.5円	1,762.5円	426.5円 (注) 7
発行価額の総額	753,222,000円	16,215,000円	1,135,812,150円 (注) 7
資本組入額の総額	376,611,000円	8,107,500円	567,906,075円 (注) 7
発行方法	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年11月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権(25)
発行年月日	平成30年3月13日
種類	第39回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 42,500株
発行価格	2,150円 (注) 4、7
資本組入額	1,075円 (注) 7
発行価額の総額	91,375,000円 (注) 7
資本組入額の総額	45,687,500円 (注) 7
発行方法	平成30年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆

縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとする。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとする。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下、「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 当社は、平成29年7月2日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、平成29年6月22日開催の取締役会決議により、平成29年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	1株につき200円	1株につき200円	1株につき235円
行使期間	自 平成29年8月23日 至 平成37年8月21日	自 平成29年8月23日 至 平成36年8月19日	自 平成29年11月29日 至 平成37年11月27日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
行使時の払込金額	1株につき1,018円	1株につき1,018円	1株につき1,018円
行使期間	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	自 平成30年2月14日 至 平成38年2月12日	自 平成28年2月13日 至 平成38年2月13日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
行使時の払込金額	1株につき1,018円	1株につき1,018円	1株につき1,018円
行使期間	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	自 平成30年6月26日 至 平成38年2月12日	自 平成28年6月25日 至 平成38年6月25日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権(10)	新株予約権(11)	新株予約権(12)
行使時の払込金額	1 株につき1,018円	1 株につき3,320円	1 株につき3,320円
行使期間	自 平成30年 6月26日 至 平成38年 2月12日	自 平成30年 9月 1日 至 平成38年 8月30日	自 平成30年 9月 1日 至 平成38年 8月30日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する事 項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。

項目	新株予約権(13)	新株予約権(14)	新株予約権(15)
行使時の払込金額	1 株につき3,320円	1 株につき3,320円	1 株につき3,320円
行使期間	自 平成28年 8月31日 至 平成38年 8月31日	自 平成30年12月15日 至 平成38年 8月30日	自 平成30年12月15日 至 平成38年 8月30日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する事 項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。

項目	新株予約権(16)	新株予約権(17)	新株予約権(18)
行使時の払込金額	1 株につき3,525円	1 株につき3,525円	1 株につき3,525円
行使期間	自 平成31年 2月25日 至 平成39年 2月23日	自 平成31年 2月25日 至 平成39年 2月23日	自 平成29年 2月24日 至 平成39年 2月24日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する事 項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。

項目	新株予約権(19)	新株予約権(20)	新株予約権(21)
行使時の払込金額	1株につき3,525円	1株につき3,525円	1株につき3,525円
行使期間	自 平成31年3月12日 至 平成39年2月23日	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権(22)	新株予約権(23)	新株予約権(24)
行使時の払込金額	1株につき3,525円	1株につき3,525円	1株につき853円（注）7
行使期間	自 平成29年6月23日 至 平成39年6月23日	自 平成31年6月24日 至 平成39年2月23日	自 平成31年11月30日 至 平成39年11月28日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権(25)
行使時の払込金額	1株につき2,150円（注）7
行使期間	自 平成32年3月14日 至 平成40年3月12日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、(i)会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、又は(ii)会社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、会社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、(i)における募集株式1株あたりの公募価格と、(ii)における募集株式1株あたりの払込金額（募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額）のうち、最も高い金額に調整されるものとしております。
8. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記新株予約権(1)から(23)までの当該株式分割前の発行にかかる発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、分割前の数値を記載しております。
9. 新株予約権(1)については、退職等により従業員15名33,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
10. 新株予約権(4)については、退職等により従業員18名28,600株分（分割後）の権利が喪失しております。
11. 新株予約権(6)については、退職により子会社従業員1名50,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
12. 新株予約権(11)については、退職等により従業員30名43,500株分（分割後）の権利が喪失しております。

13. 新株予約権(13)については、退職等により子会社従業員3名190,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
14. 新株予約権(14)については、退職等により子会社従業員4名18,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
15. 新株予約権(15)については、退職により子会社従業員1名39,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
16. 新株予約権(16)については、退職等により従業員29名13,680株分（分割後）の権利が喪失しております。
17. 新株予約権(18)については、退職により子会社従業員1名5,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
18. 新株予約権(20)については、退職等により従業員18名20,300株分（分割後）の権利が喪失しております。
19. 新株予約権(22)については、退職等により子会社従業員3名4,480株分（分割後）の権利が喪失しております。
20. 新株予約権(23)については、退職により子会社従業員1名1,000株分（分割後）の権利が喪失しております。
21. 新株予約権(24)については、退職等により従業員3名300株分の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三井物産株式会社 代表取締役社長 安永 竜夫 資本金341,481百万円	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	総合商社	327,102	3,499,991,400 (10,700)	(注) 2
株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 柳 正憲 資本金1,000,424百万円	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	金融機関	233,644	2,499,990,800 (10,700)	—
ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 水川 篤彦 資本金100百万円	東京都港区芝三丁目33番1号	投資事業組合	93,457	999,989,900 (10,700)	—
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役 堀 義人 資本金10百万円	東京都千代田区二番町5番1号	投資事業組合	42,653	456,387,100 (10,700)	—
WiL Fund I, L.P. ゼネラル・パートナー WiL GP I, L.P. 取締役ディレクター 伊佐山 元 常任代理人 株式会社WiL 代表取締役 伊佐山 元	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	投資事業組合	36,678	392,454,600 (10,700)	—
Globis Fund IV, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	投資事業組合	25,567	273,566,900 (10,700)	—
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦 資本金100百万円	東京都渋谷区桜丘町10番11号	投資事業組合	12,800	136,960,000 (10,700)	—
山田 進太郎	東京都港区	会社役員	4,673	50,001,100 (10,700)	特別利害関係者等（当社代表取締役、当社子会社取締役）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小泉 文明	東京都港区	会社役員	4,673	50,001,100 (10,700)	特別利害関係者等（当社取締役、当社子会社取締役） (注) 3

- (注) 1. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。  
 2. 三井物産株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。  
 3. 小泉文明は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役を退任いたしました。

#### 株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役 千田 哲也 資本金1,500百万円	東京都千代田区霞が 関一丁目3番2号	投資会社	1,162,791	2,500,000,650 (2,150)	—
フォレストホールディングス合 同会社 代表社員 ブロードストリート インベストメンツジャパン合同 会社 職務執行者 松本 勇二 資本金1百万円	東京都港区六本木六 丁目10番1号	投資会社	1,116,280	2,400,002,000 (2,150)	—
ヤマト運輸株式会社 代表取締役 長尾 裕 資本金50,000百万円	東京都中央区銀座二 丁目16番10号	各種運送事 業	46,511	99,998,650 (2,150)	当社取引先

## 新株予約権

		割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	割当人数 (人)	取得者と提出会社との関係
平成27年8月21日 取締役会決議 (注) 3	新株予約権(1)の付与 (ストック・オプション)	101,850	200	105	当社従業員
平成27年8月21日 取締役会決議	新株予約権(2)の付与 (ストック・オプション)	2,500	200	1	特別利害関係者等(当社監査役)
平成27年11月27日 取締役会決議	新株予約権(3)の付与 (ストック・オプション)	21,000	235	1	特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)
平成28年2月12日 取締役会決議 (注) 4	新株予約権(4)の付与 (ストック・オプション)	53,350	1,018	153	特別利害関係者等(当社監査役)、当社従業員
平成28年2月12日 取締役会決議 (注) 5	新株予約権(5)の付与 (ストック・オプション)	300	1,018	1	当社従業員
平成28年2月12日 取締役会決議 (注) 6	新株予約権(6)の付与 (ストック・オプション)	6,000	1,018	2	当社子会社従業員
平成28年6月24日 取締役会決議	新株予約権(7)の付与 (ストック・オプション)	80,000	1,018	2	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社取締役)
平成28年6月24日 取締役会決議 (注) 7	新株予約権(8)の付与 (ストック・オプション)	52,581	1,018	5	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役)、当社従業員
平成28年6月24日 取締役会決議 (注) 8	新株予約権(9)の付与 (ストック・オプション)	10,000	1,018	1	特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)
平成28年6月24日 取締役会決議	新株予約権(10)の付与 (ストック・オプション)	4,000	1,018	1	特別利害関係者等(当社子会社取締役)
平成28年8月30日 取締役会決議 (注) 9	新株予約権(11)の付与 (ストック・オプション)	40,395	3,320	269	特別利害関係者等(当社監査役)、当社従業員
平成28年8月30日 取締役会決議 (注) 10	新株予約権(12)の付与 (ストック・オプション)	24,000	3,320	12	当社従業員
平成28年8月30日 取締役会決議 (注) 11	新株予約権(13)の付与 (ストック・オプション)	26,000	3,320	6	当社子会社従業員
平成28年12月13日 取締役会決議 (注) 12	新株予約権(14)の付与 (ストック・オプション)	3,300	3,320	7	当社従業員、当社子会社従業員
平成28年12月13日 取締役会決議 (注) 13	新株予約権(15)の付与 (ストック・オプション)	13,800	3,320	2	当社従業員、当社子会社従業員
平成29年2月23日 取締役会決議 (注) 14	新株予約権(16)の付与 (ストック・オプション)	32,397	3,525	354	特別利害関係者等(当社監査役)、当社従業員
平成29年2月23日 取締役会決議 (注) 15	新株予約権(17)の付与 (ストック・オプション)	7,925	3,525	12	当社従業員

		割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	割当人数 (人)	取得者と提出会社との関係
平成29年2月23日 取締役会決議 (注) 16	新株予約権(18)の付与 (ストック・オプション)	12,200	3,525	5	当社子会社従業員
平成29年3月10日 取締役会決議 (注) 17	新株予約権(19)の付与 (ストック・オプション)	8,000	3,525	2	当社従業員
平成29年6月22日 取締役会決議 (注) 18	新株予約権(20)の付与 (ストック・オプション)	303,510	3,525	453	特別利害関係者等（当社代表取締役、当社取締役、当社監査役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役）、当社従業員、当社子会社従業員
平成29年6月22日 取締役会決議 (注) 19	新株予約権(21)の付与 (ストック・オプション)	179,900	3,525	26	特別利害関係者等（当社取締役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役）、当社従業員
平成29年6月22日 取締役会決議 (注) 20	新株予約権(22)の付与 (ストック・オプション)	213,680	3,525	22	特別利害関係者等（当社子会社代表取締役）、当社子会社従業員
平成29年6月22日 取締役会決議 (注) 21	新株予約権(23)の付与 (ストック・オプション)	4,600	3,525	11	特別利害関係者等（当社子会社代表取締役）、当社子会社従業員
平成29年11月28日 取締役会決議 (注) 22	新株予約権(24)の付与 (ストック・オプション)	1,331,550	853 (注) 2	571	特別利害関係者等（当社監査役、当社子会社代表取締役、当社子会社取締役）、当社従業員
平成30年3月12日 取締役会決議	新株予約権(25)の付与 (ストック・オプション)	42,500	2,150 (注) 2	14	当社従業員

(注) 1. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、新株予約権の(1)から(23)までの割当株数及び単価は当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

2. 本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、(i)会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、又は(ii)会社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、会社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、(i)における募集株式1株あたりの公募価格と、(ii)における募集株式1株あたりの払込金額(募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額)のうち、最も高い金額に調整されるものとしております。
3. 付与対象者のうち、当社取締役及び当社子会社取締役就任による区分変更、当社から子会社への転籍及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役2名、当社従業員86名、当社子会社従業員1名となっております。
4. 付与対象者のうち、当社子会社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員133名となっております。
5. 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員1名となっております。
6. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員1名となっております。
7. 付与対象者のうち、当社取締役退任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員2名となっております。
8. 付与対象者のうち、当社子会社代表取締役退任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員1名となっております。

9. 付与対象者のうち、当社子会社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員237名となっております。
10. 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、当社子会社従業員1名となっております。
11. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員3名となっております。
12. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社子会社従業員2名となっております。
13. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。
14. 付与対象者のうち、当社子会社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員323名となっております。
15. 付与対象者のうち、当社から子会社への転籍等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、当社子会社従業員1名となっております。
16. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社従業員4名となっております。
17. 付与対象者のうち、当社子会社代表取締役就任による区分変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社代表取締役1名、当社従業員1名となっております。
18. 付与対象者のうち、当社子会社代表取締役就任及び退任による区分変更、当社子会社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社代表取締役1名、当社取締役1名、当社監査役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役4名、当社従業員426名、当社子会社従業員1名となっております。
19. 付与対象者のうち、当社取締役退任及び当社子会社取締役就任による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社代表取締役1名、当社子会社取締役2名、当社従業員21名、当社子会社従業員1名となっております。
20. 付与対象者のうち、当社子会社代表取締役就任及び退任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社従業員18名となっております。
21. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社代表取締役1名、当社子会社従業員9名となっております。
22. 付与対象者のうち、当社子会社代表取締役及び当社子会社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社子会社代表取締役2名、当社子会社取締役2名、当社従業員563名となっております。

(1) 特別利害関係者等の取得の概況は下記のとおりです。

平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、下記新株予約権の(1)から(23)までの割当株数及び単価は当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権(1)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濱田 優貴	東京都杉並区	会社員	40,000	8,000,000 (200)	当社従業員 (注) 1
掛川 紗矢香	東京都渋谷区	会社員	10,000	2,000,000 (200)	当社従業員 (注) 2
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	2,500	500,000 (200)	当社従業員 (注) 3

(注) 1. 濱田優貴は、平成28年3月11日付で当社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

2. 掛川紗矢香は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

3. 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(2)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	2,500	500,000 (200)	特別利害関係者等 (当社監査役)

新株予約権(3)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊藤 鍊	英国ロンドン市	会社役員	21,000	4,935,000 (235)	当社従業員、特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)

新株予約権(4)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	2,000	2,036,000 (1,018)	当社従業員 (注)
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	600	610,800 (1,018)	特別利害関係者等 (当社監査役、当社子会社監査役)

(注) 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(7)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 進太郎	東京都港区	会社役員	60,000	61,080,000 (1,018)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、当社子会社取締役)
小泉 文明	東京都港区	会社役員	20,000	20,360,000 (1,018)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社取締役) (注)

(注) 小泉文明は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役を退任いたしました。

新株予約権(8)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濱田 優貴	東京都杉並区	会社役員	20,000	20,360,000 (1,018)	特別利害関係者等 (当社取締役)
富島 寛	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市	会社役員	10,000	10,180,000 (1,018)	特別利害関係者等 (当社取締役) (注)
川嶋 一矢	東京都江東区	会社役員	8,000	8,144,000 (1,018)	当社従業員、 特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
伊藤 鍊	英国ロンドン市	会社役員	4,581	4,663,458 (1,018)	当社従業員、 特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)

(注) 富島寛は、平成29年9月29日付で当社取締役を退任いたしました。

新株予約権(9)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石塚 亮	米国カリフォルニア州 サンマテオ市	会社役員	10,000	10,180,000 (1,018)	特別利害関係者等（当社取締役、当社子会社代表取締役） (注)

(注) 石塚亮は、平成29年8月9日付で当社子会社代表取締役を、また平成29年9月29日付で当社取締役を退任いたしました。

新株予約権(10)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川嶋 一矢	東京都江東区	会社役員	4,000	4,072,000 (1,018)	当社従業員、特別利害関係者等（当社子会社取締役）

新株予約権(11)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	1,000	3,320,000 (3,320)	当社従業員 (注)
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	300	996,000 (3,320)	特別利害関係者等（当社監査役、当社子会社監査役）

(注) 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(16)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	500	1,762,500 (3,525)	当社従業員 (注)
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	150	528,750 (3,525)	特別利害関係者等（当社監査役、当社子会社監査役）

(注) 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(19)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
原田 大作	東京都品川区	会社員	4,000	14,100,000 (3,525)	当社従業員 (注)

(注) 原田大作は、平成30年4月1日付で当社子会社代表取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(20)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 進太郎	東京都港区	会社役員	100,000	352,500,000 (3,525)	特別利害関係者等（当社代表取締役、当社子会社取締役）
小泉 文明	東京都港区	会社役員	80,000	282,000,000 (3,525)	特別利害関係者等（当社取締役、当社子会社取締役） (注) 1
松本 龍祐	東京都港区	会社役員	16,000	56,400,000 (3,525)	当社従業員、特別利害関係者等（当社子会社代表取締役） (注) 2
横田 淳	東京都世田谷区	会社員	10,000	35,250,000 (3,525)	当社従業員 (注) 3
掛川 紗矢香	東京都渋谷区	会社員	2,000	7,050,000 (3,525)	当社従業員 (注) 4
原田 大作	東京都品川区	会社員	1,000	3,525,000 (3,525)	当社従業員 (注) 5
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	1,000	3,525,000 (3,525)	当社従業員 (注) 6
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	300	1,057,500 (3,525)	特別利害関係者等（当社監査役、当社子会社監査役）

(注) 1. 小泉文明は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役を退任いたしました。

2. 松本龍祐は、平成30年4月1日付で当社子会社代表取締役を退任いたしましたが、平成29年11月28日付で当社の別の子会社取締役に選任されているため、特別利害関係者等に該当しております。
3. 横田淳は、平成29年11月20日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。
4. 掛川紗矢香は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。
5. 原田大作は、平成30年4月1日付で当社子会社代表取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。
6. 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(21)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濱田 優貴	東京都港区	会社役員	70,000	246,750,000 (3,525)	特別利害関係者等 (当社取締役)
富島 寛	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市	会社役員	20,000	70,500,000 (3,525)	特別利害関係者等 (当社取締役) (注) 1
曾川 景介	東京都渋谷区	会社員	10,000	35,250,000 (3,525)	当社従業員 (注) 2
伊藤 錬	英国ロンドン市	会社役員	2,850	10,046,250 (3,525)	当社従業員、特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
川嶋 一矢	英国ロンドン市	会社役員	2,000	7,050,000 (3,525)	当社従業員、特別利害関係者等 (当社子会社取締役)

(注) 1. 富島寛は、平成29年9月29日付で当社取締役を退任いたしました。

2. 曾川景介は、平成29年11月20日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

新株予約権(22)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
John Lagerling	米国カリフォルニア州 ロスアルトスヒルズ市	会社員	160,000	564,000,000 (3,525)	当社子会社従業員 (注) 1
石塚 亮	米国カリフォルニア州 サンマテオ市	会社役員	30,000	105,750,000 (3,525)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社代表取締役) (注) 2

(注) 1. John Lagerlingは、平成29年8月9日付で当社子会社代表取締役に、平成29年9月29日付で当社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

2. 石塚亮は、平成29年8月9日付で当社子会社代表取締役を、また平成29年9月29日付で当社取締役を退任いたしました。

新株予約権(23)の付与 (ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊藤 錬	英国ロンドン市	会社役員	1,150	4,053,750 (3,525)	当社従業員、特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)

新株予約権(24)の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
青柳 直樹	東京都港区	会社役員	1,000,000	853,000,000 (853)	当社従業員、特別利害関係者等（当社子会社代表取締役）
横田 淳	東京都世田谷区	会社役員	5,000	4,265,000 (853)	当社従業員、特別利害関係者等（当社子会社取締役）
原田 大作	東京都品川区	会社員	2,500	2,132,500 (853)	当社従業員 (注) 1
鶴岡 達也	東京都港区	会社員	2,500	2,132,500 (853)	当社従業員 (注) 2
福島 史之	東京都杉並区	会社役員	750	639,750 (853)	特別利害関係者等（当社監査役、当社子会社監査役）

（注）1. 原田大作は、平成30年4月1日付で当社子会社代表取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

2. 鶴岡達也は、平成30年4月1日付で当社子会社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

（2）特別利害関係者等以外の当社及び当社子会社従業員の取得の概況は、取得者が多いため、新株予約権(1)から(25)の割当の現状を下記に記載いたします。（各回号別に重複して割当を受けている場合は重複して合算しております。また平成29年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、新株予約権の(1)から(23)については分割を反映した株数を算出し合算して記載しております。）

100株～10,000株は555名（計959,260株）、10,001株～20,000株は33名（計448,750株）、20,001株～30,000株は10名（計243,250株）、30,001株～40,000株は6名（計199,750株）、40,001株～50,000株は4名（計179,000株）、50,001株～60,000株は6名（計336,500株）、60,001株～70,000株は2名（計140,000株）、70,001株～80,000株は4名（計292,500株）、80,001株～90,000株は1名（計87,500株）、90,001株～100,000株は3名（計292,500株）、110,001株～120,000株は2名（計235,000株）、120,001株～130,000株は1名（計130,000株）、150,001株～160,000株は1名（計160,000株）、170,001株～180,000株は1名（計180,000株）、220,001株～230,000株は1名（計225,000株）、250,001株～260,000株は1名（計260,000株）、260,001株～270,000株は1名（計266,000株）

※ 退職等により、権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山田 進太郎※1, 3, 7	東京都港区	40,842,730 (2,500,000)	28.83 (1.76)
ユナイテッド株式会社※1	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	15,000,000	10.59
富島 寛※1, 9	東京都港区	10,200,000 (600,000)	7.20 (0.42)
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合※1	東京都渋谷区桜丘町10番11号	7,934,000	5.60
株式会社suadd※1, 2	東京都港区六本木四丁目2番45号	6,600,000	4.66
WiL Fund I, L.P.※1 (常任代理人 株式会社WiL)	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA 94301, USA (東京都港区愛宕二丁目5番1号)	6,066,780	4.28
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合※1	東京都港区六本木四丁目2番45号	5,450,000	3.85
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区二番町5番1号	5,307,270	3.75
三井物産株式会社※1	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	3,271,020	2.31
Globis Fund IV, L.P.※1 (常任代理人 東西総合法律事務所弁護士 立石 則文)	45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町三丁目28番)	3,180,930	2.25
石塚 亮※10	米国カリフォルニア州サンマテオ市	3,160,000 (1,660,000)	2.23 (1.17)
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	東京都港区北青山二丁目5番1号	2,778,000	1.96
小泉 文明※4	東京都目黒区	2,746,730 (2,700,000)	1.94 (1.91)
株式会社日本政策投資銀行※8	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	2,336,440	1.65
鶴岡 達也※7, 9	東京都港区	2,022,500 (822,500)	1.43 (0.58)
胡 華※9	米国カリフォルニア州サンマテオ市	1,970,000 (770,000)	1.39 (0.54)
濱田 優貴※4	東京都港区	1,760,000 (1,760,000)	1.24 (1.24)
John Lagerling※4, 6	米国カリフォルニア州ロスアルトスヒルズ市	1,600,000 (1,600,000)	1.13 (1.13)
松山 太河※4	東京都渋谷区	1,200,000	0.85
GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26番1号	1,192,000	0.84
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	1,162,791	0.82
Robin Clark※10	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	1,160,000 (1,160,000)	0.82 (0.82)
フォレストホールディングス合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,116,280	0.79

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
松本 龍祐※ 7, 9	東京都港区	1,060,000 (1,060,000)	0.75 (0.75)
青柳 直樹※ 6, 9	東京都港区	1,000,000 (1,000,000)	0.71 (0.71)
ジャパン・コインベスト投資事業有限公司組合	東京都港区芝三丁目33番1号	934,570	0.66
掛川 紗矢香※ 7, 9	東京都渋谷区	670,000 (670,000)	0.47 (0.47)
猪木 俊宏※ 5	東京都港区	600,000	0.42
長澤 啓※ 9	東京都世田谷区	580,000 (580,000)	0.41 (0.41)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	556,000	0.39
山田 和弘※ 9	東京都文京区	425,000 (425,000)	0.30 (0.30)
大庭 慎一郎※ 9	英国ロンドン市	331,500 (331,500)	0.23 (0.23)
石川 亮介※ 9	東京都練馬区	320,250 (320,250)	0.23 (0.23)
五十川 匠※ 9	東京都三鷹市	320,000 (320,000)	0.23 (0.23)
石川 篤	東京都世田谷区	300,000	0.21
伊藤 錬※ 6, 9	英国ロンドン市	295,810 (295,810)	0.21 (0.21)
宮上 佳子※ 9	東京都目黒区	288,500 (288,500)	0.20 (0.20)
伊豫 健夫※ 9	東京都目黒区	266,000 (266,000)	0.19 (0.19)
名村 卓※ 9	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	260,000 (260,000)	0.18 (0.18)
柄沢 聰太郎※ 9	東京都武蔵野市	240,000 (240,000)	0.17 (0.17)
荻原 裕太※ 9	千葉県市川市	215,500 (215,500)	0.15 (0.15)
Erika Ocampo (常任代理人 株式会社メルカリ)	米国カリフォルニア州サンカルロス市 (東京都港区六本木六丁目10番1号)	142,690	0.10
森本 茂樹※ 9	埼玉県志木市	142,500 (142,500)	0.10 (0.10)
川嶋 一矢※ 7, 9	東京都中央区	140,000 (140,000)	0.10 (0.10)
片岡 慎也※ 9	東京都世田谷区	132,500 (132,500)	0.09 (0.09)
田中 慎司※ 9	英国ロンドン市	130,000 (130,000)	0.09 (0.09)
城 譲※ 9	東京都江東区	122,500 (122,500)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
益田 尚※9	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	120,000 (120,000)	0.08 (0.08)
光安 政明※9	英国ロンドン市	118,000 (118,000)	0.08 (0.08)
藤崎 研一朗※9	神奈川県相模原市南区	115,000 (115,000)	0.08 (0.08)
その他629名	—	3,804,601 (3,651,010)	2.69 (2.58)
計	—	141,688,392 (24,516,570)	100.00 (17.30)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社） 3 特別利害関係者等（当社代表取締役） 4 特別利害関係者等（当社取締役） 5 特別利害関係者等（当社監査役） 6 特別利害関係者等（子会社代表取締役） 7 特別利害関係者等（子会社取締役） 8 特別利害関係者等（金融商品取引業者等） 9 当社従業員 10 当社子会社従業員

2. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社メルカリ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 皆川 裕史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社メルカリ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 皆川 裕史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当増資による新株式の発行を行った。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月8日

株式会社メルカリ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 皆川 裕史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社メルカリ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 皆川 裕史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月24日に子会社であるMercari, Inc. の増資の引受を行った。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社メルカリ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 皆川 裕史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取締役会決議に基づき、子会社の増資の引受を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当増資による新株式の発行を行った。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**mercari**